

## 令和7年第2回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月5日

### ○議事日程

- |        |                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名                                                  |
| 日程第 2  | 一般質問                                                        |
| 日程第 3  | 議案第 3 号 八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4  | 議案第 4 号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第 5  | 議案第 5 号 八雲町税条例の一部を改正する条例                                    |
| 日程第 6  | 議案第 6 号 八雲町病院事業の設置等に関する条例及び八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例    |
| 日程第 7  | 議案第 7 号 工事請負契約の締結について                                       |
| 日程第 8  | 議案第 8 号 財産の無償貸付けについて                                        |
| 日程第 9  | 議案第 10号 辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について                              |
| 日程第 10 | 議案第 11号 八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について                            |

○出席議員（13名）

1番	赤井睦美君	2番	佐藤智子君
3番	横田喜世志君	4番	大久保建一君
5番	関口正博君	6番	宮本雅晴君
7番	倉地清子君	8番	三澤公雄君
9番	牧野仁君	10番	安藤辰行君
議長	11番 斎藤實君	副議長	13番 黒島竹満君
	14番 千葉隆君		

○欠席議員（1名）

12番 能登谷正人君

## ○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	財務課長	川崎芳則君
兼新庁舎建設推進室長 併選挙管理委員会事務局長	川口拓也君	政策推進課参事	戸田淳君
政策推進課長	佐藤尚君	危機対策課長	田中智貴君
会計管理者 兼会計課長	相木英典君	保健福祉課長	石黒陽子君
住民生活課長	石坂浩太郎君	商工観光労政課長	井口貴光君
農林課長 併農業委員会事務局長	藤田好彦君	環境水道課長	横田盛二君
建設課長 兼公園緑地推進室長	吉田一久君	落部支所長	阿部雄一君
水産課長	西田浩人君	学校教育課長 兼学校給食センター長	三坂亮司君
教育長	池田忠寛君	社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	佐藤真理子君
学校教育課参事	伊藤勝君	農業委員会会長	日野昭君
体育課長	外崎正廣君	監査委員	千田浩文君
選挙管理委員会委員長	竹内伸大君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
総合病院事務長	加藤貴久君	総合病院地域医療連携課長	佐々木裕一君
総合病院医事課長	河井治彦君	八雲消防署長	中野悟司君
消防長	小林伸也君	八雲消防署予防課長	横田和彦君
八雲消防署庶務課長	鈴木慎也君		
八雲消防署警防救急課長			

### 【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長 兼地域振興課長 併熊石教育事務所長	田村春夫君	地域振興課参事	小笠原一信君
住民サービス課長	北川正敏君	産業課長	佐々木直樹君
熊石消防署長	関晃弘君	熊石国保病院事務長	福原光一君

## ○出席事務局職員

事務局長 併監査委員事務局長	野口義人君	併議会事務局次長 監査委員事務局次長	藤原悟史君
庶務係長 併監査委員事務局監査係	千代貴大君		

[開議 午前10時00分]

### ◎ 開議宣告

○議長（千葉 隆君） おはようございます。ただいまの出席議員は、13名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、関口正博議員と黒島竹満議員を指名いたします。

これより、局長に諸般の報告をさせます。

### ◎ 諸般の報告

○議会事務局長（野口義人君） おはようございます。ご報告いたします。

本日の会議に、能登谷正人議員より欠席する旨の届け出がございます。

以上でございます。

### ◎日程第2 一般質問

○議長（千葉 隆君） 日程第2、一般質問を行います。

質問は、昨日に引き続き、あらかじめ定められた順により、おのおの45分以内に制限してこれを許します。

それでは、まず、赤井睦美議員の質問を許します。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） おはようございます。それでは、2点質問させていただきます。

1問目、子ども達にとってより幸せな教育環境をとということで、少子化による課題はますます増えていくと思いますが、子ども達の教育、子育て環境の課題について、町長はどのようにお考えでしょうか。特に少子化による児童生徒の減少に、一部地域から学校の統廃合が必要との声も聞かれ、話し合いも進んでいるとお聞きしました。

そこで次の点についてお伺いします。

①今後の学校の適正配置について町長はどのようにお考えでしょうか。

②そのために、どのような調査や話し合い、検討をされていますか。

③小規模校のメリット・デメリットをどのようにとらえているのでしょうか。

④既に今までも統廃合された学校がありますが、校舎がなかなか活用されていません。校舎の活用方法も並行して考えるべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

⑤2028年度開校予定の熊石地域の義務教育学校は、今のままでは本来の効果を発揮できないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員のご質問に、まず私からお答えいたします。

議員もご承知のとおり、予想を上回るペースで人口減少が続いております。

町内の小中学生でみると令和元年度に1,087名在籍しておりましたが、本年度は、848名であり、令和に入ってからだけでも239名減少している状況で、小学校では八雲小学校を除く6校がすでに複式校となっております。また、令和10年度には、熊石中学校が複式校となることが予想されており、熊石地域では、より良い教育環境を確保するため義務教育学校へ移行することが、検討されているところです。

八雲町では、学校適正配置計画を策定しておらず、町として学校の統廃合議論を行うことはありませんでしたが、近年、保護者や地域の方々から、新入学児童がないことや校区内で新生児が生まれていない状況、運動会などの学校行事が非常に寂しい状況になっていることなどから、子どもたちの学校生活に不安を感じる声を聞くことが多くなってきており、子どもたちにとって最適な方法を検討すべき時期にきたものと考えております。

そのため、教育委員会に対し、それぞれの学校に通う児童生徒の保護者や地域の方々に、今後の児童生徒数の推移を説明するとともに、今後の学校のあり方について意見を聞くことを指示したところであり、その結果をもとに、教育委員会とも議論を行い、改めて学校の適正配置について判断することとしております。

学校の統廃合により校舎の活用が課題となりますが、平成17年の合併後に統廃合された学校は11校であり、そのうち現在も校舎が残っているのは9校で、2校は取り壊しとなり、2校は統廃合後の新校舎として使用されております。また、平成23年度に閉校となった大関小学校、平成29年度で閉校となった泊川小学校は民間事業者が活用しているほか、地域の避難所や新幹線工事の資材置き場等に活用されている状況です。

統廃合により使わなくなった校舎は、長期間使用されていない場合、老朽化により電気や水道などの改修が必要となることが多いことから、議員ご指摘のとおり、今後の学校のあり方議論とあわせて、その活用方法を検討する必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 赤井議員のご質問について、私からもお答えいたします。

まず、学校の配置につきましては、町長の答弁にもありましたように、今後児童生徒の減少が予想される学校の保護者や地域の方々にご意見を伺いながら、今年度中をめどに議論を始める基準について整理していきたいと考えております。

次に、小規模校についてお答えします。小規模校のメリットは、学校が子どもたち一人ひとりと向き合い、それぞれの良さや課題について適切な指導を行えることです。地域と一体になった学校づくりを推進することができ、何より子どもたちに登下校で負担をかけないという面も重要なメリットのひとつです。

デメリットとしては、進学先で集団になじみにくかったり、人間関係づくりの経験が少なかったりするところです。しかし、八雲町の小規模校では、修学旅行や宿泊研修を合同で行ったり、道徳の授業を毎週オンラインで実施したりするなど、コミュニケーション能力を高める工夫を実践しています。

続いて、熊石地域の義務教育学校についてですが、各学年1名以上が在籍する状況であれば、教頭を含む教員配置は10名を保つことができ、中学校の9教科10科目への対応が可能で、今後、欠学年ができ、教員数が減った場合も、現在八雲町でも行われている教科担任の兼務など、複数の方法で対応が可能と考えられます。

教育委員会としては、今後も、各校長や学校運営協議会と継続的に協議を行いながら、地域の力もお借りし、小規模校のメリットを生かせる義務教育学校づくりの準備を進めていきたいと考えております。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 適正配置は今年度中に作成ということで、ていうか、全くやなくて今年度作成するという事でよろしいでしょうか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 確かに今まで全く手をつけていないということもございまして、早急には思っておりますけれども、それが今年度中になるかどうかというのは、ちょっと難しいかなとは思っております。

ただ、今までなかったものを作るわけですから、例えば数字を決めたとしても、それを根拠に一方向的にこちらから押し付けるということにもならないと思っておりますので、まずは慎重な判断が求められると思っております。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） コロナで緊急事態宣言が出たときに密を避けるってことで、半分ずつ登校したりなんかしていろいろ工夫されてて、その時にやっぱり少人数ってすごくいいということが明確になったと思うんですね。

ですから、少人数学級がダメだとは私も全然思っていないし、絶対登校すべきだとは思ってないんですけども、自分も実際勤務して生徒が4人しかいなくて、同級生がいない。上級生、下級生はいるけど、同級生はいないとか4人中女の子1人で他に女の子がいないとか、やっぱりそういう子供たちを見てると、もしここに女の子があと2人ぐらいいたら、もうちょっとこの子、伸び伸びと遊べるのになあとか、同級生がいたら、また違った発想で考えられるのになあかって思うことはいっぱいありました。

今、オンラインで道徳やってるとか、そういうことで工夫はできると思いますけど、10人以下の学校が3校ということで、果たして、これは子どもたちにとって本当にいいのかなという疑問があるんですけども、その地域の声は地域の声として、地域にとって学校

は大切だというのはわかるので、それはそれでいいんですけども、子供にとって、全校生徒が10人以下ってところで過ごすことが、人間的に心を育てていこうとか、学力の幅を広げていこうとかって思ったときに可能なんでしょうか。

私は自分の経験からいって難しいなと思ったんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） ただいまお話がありましたように、確かに10名以下になると、子供たち同士のやりとりっていう回数、機会も減りますので、学校生活の中でまずは授業の中でもそうですし、それから授業以外の場面でも、確かに議員が心配されるようなことはあると思います。

その一方で私が考えるのは、今現在生きている子供たち。自分の小学校生活を決して、客観的に見れているわけではないと思うんです。小学校1年生に入学してから、自分の学校に愛着を持って、自分の学校が一番いいという気持ちで生活している子供たちもたくさんいると思うんです。

つまり、他の学校を経験してないということももちろんあるんですが、そういう子どもたちの気持ちに寄り添っていくということも、私はあっていいかなというふうに感じております。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） そこは、もちろん私もそのように思いますけれども、学ぶ環境を整えるのは、やっぱり行政の仕事だと思うんですね。大人の役割。

ですから、子どもたちは当然その環境しかないから、どんな例えば人数が多い学校でもそういう環境だと思って、その中で自分の良さを発揮していければいいし、少なくともその中で良さを発揮して、いろんなことを学べると思うんですけども、果たして本当にこの5、6人とか7人とかいう中で、今まで閉校してきた学校を見てきたときに、それでいいのかというか、学びの幅、勉強ではなくて、人間としての学びの幅が本当にその場にいる人は、それしか分からないからいいんだけども、大人としてもうちちょっとこういう環境にできればなあっていうことを考えてあげたときに、子どもたちの気持ちはもちろん大切にしますが、こういう環境もあるんだよっていうところを示してあげるといことも大事ではないかなと思うんですね。

一番驚いたのが、教育長は4月になられたばかりなので難しいですけど、今まで少子化が進んできて、今生まれている数だって、過去5年までこの間数字いただきましたけど、わかっているわけですね。そしたら、小学校に1年生が何人入ってくるかっていうのを分かっているのに、全く手をつけてこなかったということに非常に驚きなんですけれども、本当に子供たちの幸せを考えているのかいっていうところを聞きたいんですけども。

なぜ、生まれてきた数が分かると当然入学数もわかるし、だんだんこの学校は6人に

なる、5人なんていうのは見えてきているのに、今日までっていうか、今年まで手をつけてこなかったっていう、そこは何かあってつけてこなかったんでしょう。

第一は地域の声でしょうか。どうですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員、学校を統廃合するとその地域にとっても大変なことなんで、どちらかというあまり触らないできたというのは、赤井議員さんおっしゃっている通りだと思います。ただ、コロナ明けに我々が想像している、今までコロナ前は100人以上生まれてたのが今60何人とか急速に減りましたので、そういうことを考えると、本当にそろそろ適正な配置ということを考えていく。

ただ、PTAの父兄の声は、私にも届いてますので、しっかりと教育委員会と連携しながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 学校がなくなると、本当に地域が疲弊するっていうのはもう見えました。私自身も。

だからその例えば先ほどおっしゃった大関小学校だったら、運動会は子どもよりも大人の競技が多くて、本当に盛り上がってたんですね。地域の体育大会みたいな感じで。そして、学芸会は本当に地域の文化祭のように、子どもの作品よりも地域の人の作品が多くて、本当にそれぞれ盛り上がってたと思うんですけども。

でもそれがなくなるから統合しちゃいけないという考えは、本当に子どもたちのことを考えているのかって半分、それはすごく大事だと思うんですけど、半分思うんですね。

そして、よその全国的な例を見ると、閉校する前に、例えばですけど、もし東野小学校と野田生小学校が統合するとしたら、東野小学校が吸収されるっていうふうに見られないように、東野小学校と野田生小学校が合同でいろんな行事をやってくる。

そして、地域の人もそこに参加してこんな人数が増えて、こんなふうに賑やかだったらいいかなっていう。そういうのを目で見てもらって、そこで、統合するっていう。統合するのに、いきなりその大人だけの話し合いではなく、一緒に子どもも参加して、そしてこういう結果になるんですよ、どうですかっていうことを話し合う。

統合した後も、例えば東野小学校も、お祭りは小学校を中心にやってると思うんですけども、その東野のお祭りに野田生の子たちも手伝いに行く。そして、野田生のお祭りには、東野も手伝いに行くって、そういうことをやっている地域というか、よその町でやっているとところがあって。

だから、一概になくなったから地域が疲弊するかっていうふうに、今までのことを見ないで疲弊しないように工夫していくというのは、こっちの役割かなと思うんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 今のご質問というかご意見を聞いて、まず町内の小規模校のつながりということで考えますと、お祭りのある時にそれぞれの学校が交流するということは、実際町内の学校でも行われているかなと。

以前は行われていたかなというふうに思います。そういうのを通しても、確かにそういう触れ合いはいいことなんですけども、だからといって、じゃあ、みんなで一緒になろうというところまでは、なかなか子どもの判断ではいかないところだと思います。

そこには議員がおっしゃる通り、これまで経験を積んできた大人が、そこにももちろん、正しい判断を加えていくということが必要になろうかと思っています。それで、私は今、議員のお話を聞いていながら、学校っていうのは、子供ど真ん中にあるっていうのは間違いございません。

ですから、もっと本当に子供の環境ということを考えて、地域の学校に付随しているいろいろなものを排除していけば、確かに適正に配置していくということは、行わなければならないというふうに思います。

その一方で、どうしても学校は地域の文化の拠点になっているという、付属した部分も設置している町側としては、見ないふりはできないといえますか、そういうところがあったんではないかなというふうに思います。

ただ、これからどうなのかということで申し上げますと、やはり今のままではダメだろうという考えがございますので、一番初めに僕が答弁しましたように、今年はその辺を少し整理していく、そういう時期を迎えたというふうに思っております。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 教育者のせいではありませんけれども、今は私はずいぶん遅いなって思っています。というのは、いろんな実験できませんよね。

例えば、昔々わらび野小学校、桜野小学校、赤笹小学校って生徒の少ない小学校は、学芸会も運動会も三校一緒にやっていたんで、三校一緒にわらび野でもやり、赤笹でもやり、桜野でもやりで、そのたびに地域の人が集まってくれたっていう。そういう実験をこれからちょっとやってみようかなと思っても、あまりにも少子化が進みすぎて、なにこれっていうふうな形になっちゃうんじゃないかと思うんです。

でも、取り組まないよりは、今すぐ取り組んでくれることはありがたいので、ぜひぜひ本当に子ども真ん中に考えて、それから地域の疲弊しない、今までのやり方だったら疲弊しちゃうと思うんですけど、例えばよその道外ですけども、小学校を例えば生涯学習センターみたいな位置づけにして、それで子どもたちの放課後の時間と、それから地域の大人の時間で一緒に何かをする、そういうセンターにするとか、そんなふうに使ってる学校もあります。

あと健康センターみたいにして、お年寄りと一緒に子どもたちが土曜日とか、日曜日とか、夏休みとかラジオ体操するとか、それからなんとか健康についていろいろ学習すると

か、そんなふうに使っているところもあるので、やっぱり地域の人と子どもたちが分断するというのは決して良くないことだから、社会教育っていうか、保健というかなんというか。そういう学校の教育の管轄以外で、それを生かして、地域の人と子どもたちが土日とか、夏休み、冬休みを活用しながら、一緒に混じってやっていくっていうことはありだと思うので、そういうことを学校教育の管轄からは離れますけれども、地域をもっとこう盛り上げるってことでは、いろいろ工夫できると思うんですよね。

それで、それを地域の人に、あなたたち頑張んなさいって言ってしまうと、みんなやっぱり高齢化も進んでいるので、そこは疲弊してしまうと思うんですけど、行政側からいろんなアイデアを出して、共に取り組んでいくってことをすると、そんなに一挙に疲弊することはないんじゃないかって、よその例を見ると思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 今の北海道以外の成功事例というか、それをお聞きしてなるほどなというふうに思っておりました。私が今まで経験してきた中で大切なのは、やっぱり学校がなくなった後の地域の方々の気持ちっていうのが、やっぱり第一で。今議員おっしゃったように、そこだけにこう丸投げしていいのかっていうことだったけど、そうではないとは思っております。

でも、正直なところ、私も今まで小さな学校をたくさん経験してきましたので、どうしても学校がなくなるということは、我々が想像している以上に大きなことであって、本当に集まる場所が減る。今までのコミュニティが形が変わってしまうというところは、実際のところあると思います。

ですから、今、お話を聞きながら思ったのは、そういう成功事例に学んでいくという姿勢は大事なというふうに思っております。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 1つお伺いしたいんですけど、浜松小学校が多分地域の声からというか、PTAの声から閉校に向かって話し合いが進んでいると思うんですけど、私、初めてうちの卒園児を浜松小学校に入れるときに、八雲から通うんですけどもね。

その当時の教育長さんが、ここは特別支援学校を目指して作ったから、あなたのような生徒さんを受け入れたいって言ってくれたんですよね。そのために2階建てではあるけれども、ちゃんとエレベーターもついてるし、私、特別学校として作ったんじゃないかなって、イメージとしてはずっと思ってたんですけども、例えばちょっと前の卒園児がそこに入りたいて言った時に、あそこフリーっていうか、オープンスペースになってますよね。教室が。

だから声の大きい生徒とか、ちょっと暴れる生徒には向いてないって言われて入れてもらえなくて、今七飯まで通ってるんですね。それで、私は七飯まで通ってるお子さんが他

にもいらっしゃるってお聞きしたんですけど、浜松小学校そのものが、地域のお子さんがいなくて閉校するっていう考え方が地域で結論出たのであれば、それはそれで物申すということはないんですけども、もし特別支援学校として作ったのであれば、そこはもうちょっと生かしていこうっていう必要性があるんじゃないかと思うんですけど、教育委員会の中には、たまたまその時の教育長さんがおっしゃっただけで、そういう目指すものはなかったのか。それとも、あったけれども消えてしまったのか。その辺はいかがでしょうか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 今、赤井議員からお聞きしたお話、初めて私、耳にするっていうか、特別支援学校にするっていうことですね。そういう認識がちょっとなかったので、回答する情報が少ないと思っております。申し訳ございません。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 当時、本当にそういう養護学校にいらした先生を特別に招いてとか採用して、うちの卒園児に対してね、本当に勉強しやすい環境というのも、学校はもちろんですけども、家の中にも作ってくれたんですよ。学校と同じ机の方が勉強しやすいから、学校の机を家に持っていきましょって言ってね。それでこういう形でやると意欲が出ますよとか、本当にすごい丁寧にやったださって。こういう学校になるんだったら、これから卒園児がどんどん行ってもね、安心だなと思って。その後も通うっていう条件けれども、何人か浜松には通ってたんですよ。

私はすっかり大人数の中ではちょっとパニックになってしまうけれども、浜松小学校の人数ぐらいであれば、なんとかやっていけるっていうお子さんが通えるんだからすごくいいなって思ってたんですけど、地域が辞めるって言ったら、教育委員会としては、もうそれはそれで辞めちゃうんでしょうかね。閉校になっちゃうんでしょうか。

それとも、特別支援学校っていうの、知らなかったっておっしゃったので、もう一回それを復活していくっていうお考えは、今すぐには答えは出ないと思うけれども、何かそこは用意していただけたら子どもたちにとってはね、幸せじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 特別支援学校を今から作るっていうのは、正直申し上げまして、大変難しいのではないかなというふうに考えております。まず、教育委員会側があなたはここの学校に行ってくださいとかっていうことは言える話ではございませんので、やはり子供ないし、保護者がそういう道を選びたいというのが先にあって、この話は先に進むのかなと思います。

そういうようなことを考えると、今、浜松小学校の先が先ほどおっしゃったように、もうそろそろ学校はっていう話が出てきておりますので。今からっていうのはちょっと難し

いなと思っております。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） すごい行政は継続とかよく聞くんですけど、そういうことが引き継がれていなかったのかなってということで、非常に残念に思います。

そのためにエレベーターもつけ、ちゃんとランチルームとか、子どもたちが困らないような工夫は、それぞれされてたと思うんですよね。それが継続になってないってことではすごく残念だし、あの立派な校舎を何に使っていくかということもちゃんと考えてほしいと思うし、七飯まで通わなきゃいけない状況にある親御さんの負担って、ものすごい大きいと思うんですね。

ただ、お子さんにとって、その学校が最適だと思ったから選んだと思うんですけれども、私個人としては、やっぱり浜松小学校がそういう学校であってくれば、そこまで毎日毎日、冬道も通わなくても済んだらいいなって思うんですけども。残念でしかないですね。閉校ってということが決まったということであれば。

もうちょっと特別支援に関しても、保護者に教育委員会からあなた、ここ行きなさいってもちろん言えませんが、その当時はそのお子さんの特性に合わせて見学できたんですね。今もできると思いますけど、そして見学してこの学校がいいなって、お母さんが選んだからそこに行ったんですけども、それが特別支援が必要なお子さんにとっては、選択肢が減ってしまうことになるので、もうちょっと浜松を特別進学校として残すっていうだけじゃなくて、選択肢が減ってしまって、七飯まで通わなきゃいけないという、そんな負担がないような工夫をこれからしてほしいと思います。それは1点です。

それから、山崎小学校の、これ町長ですね。山崎小学校の跡なんですか、あれは所管替えはされてるんですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） もともと山崎小学校は学校教育課の所管だったんですけども、現在は貸しておりますので、総務の所管替えして、不正財産として貸しているということですね。

ごめんなさい、黒岩でした。すみません。間違えました。

○学校教育課長（三坂亮司君） すいません。ただいまの山崎小学校の所管ですが、山崎小学校については、教育委員会のまだ所管となっています。

総務課長が回答しましたのは、黒岩小学校のことになりますので、よろしく願い致します。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 学校をお借りしたいなって民間が思ったときに所管替えをしなければ、例えばですけど、山崎小学校だったら、山崎地域はこれを学校として使ってほしい

んだから、そんな教育に関係ないものには使わせないとかって、そういうことを町内会の方から言われたことがあるんですね。

そうすると、学校って町内会のものだから、他の地域からはこれをもうちょっとこういう風に生かして使いたって、せっかくいいアイデアがあっても、町内のその管轄の町内会の人が、いやいやこれは教育にしか使わせないんだってなっちゃったら、いつまでも古くなって結果使えなくなっちゃうと思うんですよ。

だから、私はその学校教育で所管していることの意味。学校として復活するってことは、今の浜松を聞いてもありえないわけだから、やっぱり私はもっと所管替えをして、民間の人にフル活用してもらえるような、そんなPRの仕方が必要じゃないかと思うんですけど、町長いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この学校の廃校の取り扱い、また活用方法、大変難しいっていうのは感じています。八雲地域じゃなくて、どんどん各地域が学校の閉校してますので、なかなか活用する、我々もなかなかアイデアもないし、民間企業もなかなか来ないというのがあります。

ただ、今赤井議員さんおっしゃって、やはり学校教育じゃなくて民間も使える、速やかに所管替えしたいということを私は思ってますけど、ただ、そこに記載とか、いろんなものがまだ残っているものに対して、そういう手続きとかいろいろありますので、活用できることを公募しながら、山崎小学校については去年、いろんな議員の皆さんからもいろんな提言もありましたので、そういうことが進むようであれば早急にと考えて、活用するように進めたいと思っています。

また、この話題になったら、浜松小学校についても大変まだまだ立派な校舎の学校なんで、その辺についても今、話し合っている時から何か使えないかということを経済委員会とともに町も一緒になって活用法を探っていきたいと思っておりますので、よろしく願い致します。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 配置計画ができれば、なるべく早く委員会の方にもお知らせください。

2問目いきます。共助、公助の推進について。

世界的な異常気象により、各地の災害が大型化しています。そうした報道を日々目にすることで、私たち町民も自分のことは自分で、という気持ちが強くなり、自助に関しては少しずつ意識が高まってきていると思います。

そこで、これから高めていかなければならないのは、共助と公助。災害の時はもちろん、町内会活動や地域の活性化には共助や公助が重要になっております。

以前実施されたアンケート結果では、現存のままで多くの町内会で回答しているが、

現状では将来的に共助・公助が進まない状況と考えられます。

過去の答弁においては、地域のコミュニティ確保はますます難しくなっており、町としてはこれまで以上に地域と情報共有を図りながら、地域性を考慮しつつ、職員配置の可能性も視野に入りたい旨を町長よりご回答いただいているが、その後の実現に向けた取り組みはいかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

ご質問にありますとおり、近年は異常気象によって、日本各地で災害が大型化している傾向にあると私も感じております。

そして、このような状況から全国的に、自らの命を守る自助の意識が徐々に高まりつつあると受け止めております。

私も、こうした自助の意識は非常に大切であると思っておりますが、日頃の地域活動やまちづくりにおいて発揮される、共助や公助が果たす役割につきましても、これからますます重要になっていくものと感じているところでございます。

ご承知のとおり、町内会などの地域コミュニティにつきましても、共助の要となる存在であります。近年は八雲町に限らず、全国的にも役員の担い手不足や加入率の低下などによって、活動への影響がでてきている状況でございます。

このようなことから、以前、私も赤井議員との質問のやり取りの中で、地域活性化に向け、地区担当の職員の配置について、少し研究してみたいと申し上げた経過もございましたが、現実には職員の採用に苦慮する中であって、多様な事務への対応をはじめ、業務調整も厳しくなっていることから、実現に向けた取り組みは進んでいないのが現状でございます。

しかしながら、足踏み状態のままではいけませんので、今後とも組織課題の改善はしつつ、引き続き、町内会連合会をはじめとした関係団体との対話を重ねながら、地域活動の実態を把握し、それぞれ地域ごとの実情に応じた、共助促進に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。

また、公助の観点からも、防災訓練や研修機会の充実のほか、支援制度や支援のあり方などについても、時代に沿った方法に見直していくよう、努めてまいりたいと思います。

今後とも、町民の皆さまとともに無理のない形で、災害時だけでなく、平常時においても助け合う心を育ていけるよう、地域の声にしっかりと耳を傾けながら、様々な事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 議会報告会のときに、町内会長さんがいらして下さって、議員のなり手なんて出るわけがない。町内会でさえ役員やらないのについていう。それなのにやってくれてる議員には頭が下がるって感謝されましたけれども、やっぱり役員になるって

いうのは、かなり大変なことだと思うんですね。

例えば、違う町内会で聞くと、町内会費を集めに行くと、転勤してきた人が町内会費は何に使うんですかって聞かれたから、街灯を照らしたり、それから何かがあったときって言ったら、いや、僕はその街灯の下は通らないので、払いませんとか言われたとかね。そんな話を聞くと、その町内会の会長になったら、本当に負担が大きいんだなっていうイメージが強いと思うんですよ。それで、例えばこれからだと町内会に入って何のメリットがあるのっていうところをやっぱり伝えていかなきゃいけないのかなっていうふうに思っています。

それで、広島市では、市役所からホームページを開くと町内会のお役立ち情報といって、若い人を取り組むにはこんな方法もありますよみたいなのが紹介されていて、例えばですけど、うちの町内会も役員会やりますっていう時は、その役員の方がちゃんと印刷したものを役員の家配って歩くんですね。

だけど、役場の職員の方がそれをラインでつないであげる、町内会の人。そうすると、その人は配ってあげなくても役員会やりますってラインでできますよって。高齢者が多いから、1発でできますよということを手伝うとか、それから大々的な行事しなくても、本当に何班何班って分かれるところであれば、その何班かでお茶会しましょうと。そして、その近所の人顔を見えることによって、なんか災害あった時に、あの人がいないっていうことが発見されればいいだけだから、そのお茶会をちょっとどうですかとか、そういうお役立ち情報がホームページに載っかってるのはあるんですね。

だから、そういう職員が足りなくて、私もそこに付きなさいなんて言っちゃったけども、とってもとってとそれどころじゃないっていうのは分かるので。せめてホームページ開いたら、そういうヒント。こういうふうにすればいいんだって。

ラインなんか私もつなげることができないので、もしつなげてくれる人がいるのであれば、もうそこは役場の人をお願いして、ここつなげてもらえるかとかって言ってくれば、きっとプロだから、そんなの1時間もかからず、さっさとやってもらえると思うので、そういうつながりっていうのは持てるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） ただいま質問でいただきました、そういった活用方法は当然できると思いますので、今後の活動に含めて、視野に入れて考えていきたいと思えます。正直、この町内会活動につきましては、本当に現状でも、町内会ごとにいろんな問題があって、相談内容もさまざまございます。

一番は、なりて不足というのは実はございまして、我々の方もいろいろアンケート調査も数年前行ったりとかしてるんですけども、なかなか課題が見つからない状況でございまして、町としても、町内会ばかりをお願いするわけじゃなく、町からアプローチする方法とか、そういった部分を今後積極的に考えて町内会連合会の方ともお話ししながら、

少しでも町側も負担軽減になるような、そういった部分を引き続き考えて講じていこうと考えております。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 前回質問したときに、アンケートの結果でね、今のままでいいとか、合併を望まないとか、役場の干渉は必要ないとか、っていう答えが多かったっていうのをお聞きしましたけれども、やっぱりその組織って、いっぱい町内会があって、そこから代表の方が連合町内会で行くと、どうしても長い間やってる方が上の方にいられると思うんですね。

それで、長い間やってる方は、もう慣れちゃって、自分はできちゃうから、その困り感っていうかな。若い人たちが参加するためにはどうするかっていうことに対しては、そんなにそんなに深く悩んでない。もっと下の方の町内会がいろいろ悩んでるんじゃないかなって、お話を聞いてて思いました。

なかなか若い人が参加しないっていう言い方ではなく、若い人に手伝ってもらっていう、そういう方法をとっていかないと、先ほどのラインのあれじゃないですけども、そういうことによって、あなたがいないとここはできないのよっていう、そういう取り組みの仕方がね、これからは大事なのかなって思っています。

実際そういうことをされているところが長野県の松本市で、松本市は市ですけど、地域を7つのブロックに分けて、そこに担当職員がいて、実際町内会のことで役場に相談に来るって、なかなか役場って敷居高いんですよ。

ですから、担当の職員の人にこれから携帯もあるし、直接これちょっとこう思うんだけど、どうだとか、もっと違う方法はないかなとかって、そういう関係ができれば、もうちょっと私は各連合じゃなくて、下の方の町内会の人もやりやすくなるのかなっていう感じがします。

だから、災害対策で避難訓練とか、そういうことを前兆的にやるのはもちろん大事ですけども、本当に隣近所が若い人もつながっていきけるっていう工夫の仕方っていうのは、これからの役場の若い人も一緒に考えていくっていうことで、できていくと思うんですけども、なるべく連合町内会が悪いっていう意味じゃなくて、下の方の意見をもうちょっと吸い上げるためには係を作って、その人との意見交換でやっていくのがいいかなって。

この間も、うちの町内会は来る人は少ないんですけど、うまく進んでるんだっていう町内会長がいて、進んでいる原因は、役場を退職した人が全てやってくれてるんですね。そういうところはやっぱりうまくいってるっていう。

けども、じゃあ若い人がそこに手伝いに来てるかったら、それはまた別問題だから、そこら辺が町内会の運営さえできてれば、皆さんが楽しいか楽しくないか、興味あるか興味ないかじゃなくて、いいんだっていう考え方の会長さんもいらっしゃるのよ。

そうではなくて、やっぱり外国人の方も、若い方も、妊婦さんも、みんながそれぞれの役割があって、支え合っていくんだっていう雰囲気を作っていければ、私は災害の時に一

番いいんじゃないかなって思うんです。

それは、月一回集まるとか、何カ月にも1回集まるとか、そういう決まったことじゃなくて、これはどここの誰誰さんをお願いしてやってもらえたらいいねっていうのが分かる関係を作るっていうかね。

そのためにはやっぱり役場の人も、人数は少ないけれども相談には乗れるっていう、そういう敷居の低い関係を作っていたらいいと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 町内会の組織は、町内会の数もありますけど、町内会によってまず私も見たところ、先ほど赤井議員さんおっしゃってる通り、役場の職員がOBが入って、そういうところは少し活性化してるっていうのは見えるし、また本当に動いてるのかなっていうそういう町内でもあります。

ただ今回、能登半島の地震なんかで災害に対する意識がかなり高くなってきますので、我々としても、災害の課を作りましたので、その辺情報を、赤井議員さんおっしゃってる通り、ラインとかグループで作った方が、私もどっちかというラインを見る方ですので、そうするとグループでその地域で災害ばかりじゃなくて、赤井議員さんおっしゃってる通り、例えばいついつ花火ありますよとか、ごみ収集ありますよとか、そういうことがラインで行くと、若い人も見るということになりますので、その辺については、これから災害の方と町内会の活動、地域の活動も、一緒になったラインアプリとか、そういうものを研究しながら進めたい。

また、八雲町を今我々もやっとパソコンだとか、これから議会も承認いただいた携帯のラインのグループだとか、それで外からの電話を直接受けられるような、そんな役場の体制を今、引きますので、逆に今度は町内会から職員に対してラインでっていうこともあり得るといいます。まだ、そこまではいってませんが、そういうことも相談できるような、そんなことができる仕組みをこれから研究していきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 若い人が来たり、外国人の人がいたり、どんどん地域は変わっていくと思うんですけども、でも心っていうか、支え合いたいとか役に立ちたいっていう気持ちは、子どもであろうが、大人であろうが、みんな同じだと思うんですよね。

ただ、町内会の集まりを見た時に若い人がいないと、やっぱり若い人は入っていく勇気が持てないし、だけど入らなくてもできる方法ってもしあるのであれば、そこは僕が頑張りますよって言える関係が、できれば一番いいと思います。

幸い、八雲町には元気な若い人がいっぱいいますから、そういう人を町内に分けるじゃなくて、そういう人はやっぱり一括して何かあった時には、あなたたちが町を行政と一緒に守るのよぐらいな、そういう形を取るのもいいんじゃないかなって思います。

だから、今、担い手講座で若い子も来てますけれども、やっぱり議員になるかならないかとか、そういうことではなくて、この町と一緒に幸せにしていくみんなが幸せを実感できる町にしていくっていうことで、しっかり考えてほしいわって私は常に若い人には言ってるんですけども。

若い人が活躍できる場なんか、やってよかったなって思える場が、町内会にあればもちろんいいんですけども、なかなか町内会で用意できないときは、行政が防災の関係でもなんでもいいんですけども、若い人にここはやってくださいってやってもらって、頑張ったねってやった実感をお互いに持てれば、もっともっと若い人たちも使うことができると思うんですね。

だから、役場職員はどんどん少なくなっているかもしれないけれども、まだ動ける青年とか、それから外国人の若い子とか、そういう人たちともっともっと連携を取ることで、私は共にやっていけると思うんです。

例えば、本当にもう人がいなくて全く動けない町内会があったら、そこにもちゃんと手伝いに行けるぐらいな、そんな関係作りたいなと思って、私も今回、議会報告会で町内会長さんのお話を聞いて、議会としてももっともっと町内会に入って行って、自分たちがお手伝いできることはないのかなとか、つなげるところはないのかなっていうのを探さなきゃいけないなって自覚したんですけども、そこに町も一緒に入ってくると、もっともっといいと思うんですけど、共同のまちづくりを目指す八雲町ですから、最後にそういうことに向けて、こういうことができるんじゃないかっていうのがあれば、お願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 共助公助ですね、大変いい意見だと思ってますし、やっぱり若い人を活用する。そしてまた職員の現職の人たちも、そこに町内にいる町内会の一人の一員でありますので、その辺も活用しながら、そして先ほど外国人の話が出ましたけど、特に私住んでるのは落部っていう地域なんで、本当に近くに若い外国人がいっぱいいるんですよ。この人達を活用したら変ですけど、手伝ってもらおうとありなのかなって今話しながら、特にうちのそばにも3人も5人も、1つの家に住みながら、また、挨拶もちゃんとしますし、子供たちにも危ない時にはちゃんと守ってくれるような、そんな雰囲気です。今地域になってますから、外国人の人たちも、もし避難するときにきちっと活用できるようなそんな組織もありなのかなと思いつつ聞いていました。

職員についても、今言った通り、地域に入れば職員も町内会、地域の人なんで、そういう措置の活用、さらに我々としてもそういう担当を今、管理課が作りましたので、その中で職員を増やししながら何か皆さんと共有できるようなものを共有しながら、共助についても公助についても進めたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 関西に住んでる日本人の人が、日本は嫌だっという事でフラン

スに行っちゃったんですね。

だけれども、縁があって八雲に遊びに来てくれて、八雲の人たちのつながりを見て、日本も捨てたもんじゃないって、もう一回八雲に来たいって言ってきて。あと、インドの人が東京で仕事してるんですけど、疲れると八雲に癒やしに来るんですね。年5回ぐらい八雲に来るんですけども、八雲はまだまだいい町なんだなって、そういう人を見てすごく思います。

それで、そのことを住んでいる人たち、特に子どもたちにはしっかりと感じてほしいと思うので、これからもともに頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（千葉 隆君） 以上で、赤井睦美議員の質問は終わりました。

暫時、休憩いたします。11時5分に再開いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

次に、関口正博議員の質問を許します。

○5番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） それでは、よろしくお願いいいたします。2問質問いたします。

1問目、稲作農業の今後の展望について。

町内の稲作はもち米生産が主であり、昭和63年道南で唯一のもち米団地として指定を受けて以来、生産者の皆様は町内関係機関と連携しながら、八雲町産もち米の知名度向上と販路の拡大に邁進してきました。

しかし、農業を取り巻く環境は、従事者の高齢化・担い手の減少を中心にさまざまな課題があり年々厳しさは増しております。現状を維持し、安定した農業基盤を守るためには官民一体となった取り組みが必要と考え、次の点について伺います。

学校給食は、優れた農と食の教育の場といわれております。町内稲作農業者にうるち米生産を促し、将来的に町内における学校給食の米飯提供を100%地元産米へとする取り組みを検討できないでしょうか。よろしくお願いいいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 関口議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

当町の稲作農業について、八雲地域については、関口議員おっしゃるとおり、昭和63年に全国農業協同組合連合会から道南唯一のもち米団地として指定を受け、出荷全量がもち米となっており、熊石地域については、出荷全量がうるち米となっております。

現在、学校給食での米飯については、週4回の提供となっており、令和6年度のうるち

米の使用数量は、11.1 トンで、そのうち、熊石地域のうるち米の使用数量は、100 キロとなっております。また、令和6年度のもち米の使用数量は、175 キロですべてを八雲地域のもち米で賄っており、炊き込みご飯や赤飯などの献立で使用されております。

関口議員ご提案の学校給食の米飯提供を100%地元産米へとする取組みについて、現状では、熊石地域のうるち米は、農協などの取引先との契約もあり、学校給食の米飯全量分を賄うことはできず、また、八雲地域は、地域全体でもち米団地の指定を受け、風の子もちやきたふくもちの生産を行っている状況となっております。

将来的に、八雲地域のもち米団地の指定を解除し、うるち米生産を行うようになれば、学校給食の米飯全量を八雲町産のうるち米で賄えることもあるかと思いますが、団地指定解除は、八雲地域の稲作農業者全体の意向によることから、もち米団地の指定を受けている間は、熊石地域のうるち米と八雲地域のもち米の利用促進を図るよう、教育委員会と取り進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） ありがとうございます。

実は、この質問を組み立てる前に、地域の稲作業者の皆様方とも数名の方とお話ししてまいりました。非常に前向きな答弁、答えをいただいていると同時に、やはり40年間、このもち米団地として積み重ねてきた技術であったとか、その間蓄えられてきた様々なこの販路との信頼関係で信用を簡単に覆すようなことってというのは、なかなかできないだろうというお言葉もいただいております。

ですから、この件に関しては、私も質問に対しては、将来的に検討できないか、ということにとどめております。農業を取り巻く環境、とりわけ稲作、非常に高齢化の問題等ありますけれども、なんとかこの地域で循環させることができないだろうか、ということを考えたときに、学校給食ということは、非常に有効な手段であろうと。もちろん使われる量は限られますけれどもね。そういう意味で、なんとかこのような取り組みというものを検討していきたいなという思いで質問させていただきまます。

前回の定例会において三澤議員が、学校給食において地元産の食材をもっと積極的に使っていただきたい、ということを質問しておりました。僕の方も、だいたい似たような内容となってしまうかと思えますし、その時、町長からも当時の教育長からも、地元産食材の積極的な活用という部分については、非常に前向きな答弁をいただいておりますので、重複する部分もあるかと思えますけれども、どうかよろしく願いいたします。

今回、学校給食っていうのは、子供たちが食べるものということで、なかなか産業として考えるということではないのかなという雰囲気もある中で、学校給食全国全体で見ると、だいたい7千億円から1兆円っていう産業規模だそうです。

そして、そこには、子供たちの成長というものに関わっているたくさんの方々がおられますし、八雲なんかもそうですけれども、栄養管理とかにしても一生懸命やっただいという部分があるんで、これを農業政策として捉えるっていうのは、なかなか言い

づらいところがあるんですね。

しかし、これから農業をなんとか次の時代につなげていくというためには、そういう側面というものもしっかり持たなければならない。それで、学校給食というのは、子供時代に与えていただいた食習慣として、食習慣自体が一生作業するというふうにも言われているものではありません。

私自身も給食食べてたなんてのは、もう 40 数年前でありますけれども、当時我が家ではご飯が主流だった時代に、学校給食はすべてパンだったんですね。これはなぜかということ、農業政策としての小麦というものを一生懸命食べていた。これは某国の戦略的なものだったという説もいろいろありますけれども、確かに、学校給食によって、パンというものがどんどん身近になっていった。

結果、米飯というものが食べられなくなっていったって、これは事実であろうというふうに思うんです。そして、これから先の 30 年、40 年ということを見たときに、やっぱり地域としてしっかり地域の産業を守っていく。

そのためには、地域でしっかりと食材を循環させるシステムを作る。わずかな量かもしれませんが、そういうところからの取り組みということをどうかお願いしていきたいということでございます。

私、どの程度今なかなかもち米団地という中で、うるち米を作るっていうことは難しいということでもございました。じゃあ、どのくらいの量が現状必要かということ。今町長、年間 11 トンから 12 トンということですよ。八雲町のもち米持ち前の収穫量、令和 5 年ベースですけども、だいたい 1700 トン前後。これは数年間そのような形で 1700 トン、もち米は生産されているということですね。

それで、給食のデータですけども、令和 6 年の 5 月になりますけれども、小学校中学校合わせて年間 13 トンとか 12 トンとか、そのくらいの金額になります。だいたい 1 俵に直すと 220 俵、あとは 230 俵、そのくらいの量です。

でじゃ、八雲町の田んぼの作付け面積というのはどのくらいあるか。これはおよそ 300 ヘクタールということになります。300 ヘクタールちょっと超えるんですね。昔は 1,000 ヘクタールあったらしいんですけども、減って減ってそのくらいの数になってる。

そして、小中学校合わせて食べる年間 12 トンから 13 トン。これはどのくらいの田んぼがあれば作れるか。これはおよそ 3 ヘクタール。八雲町における作付面積は、およそ 300 ヘクタール、そして 3 ヘクタール。これを変換することによって、学校給食の部分だけですけれども、賄うことができるということになります。

もちろん安定的に供給するためには、その数だけではダメですので、もうちょっと多くの量が必要になると思いますけれど、そのくらいの作付面積でできるんじゃないか、ということもございます。

そして、米の納入単価ですね。昨今の米の価格についても、ずいぶんいろいろな報道がなされております。これも令和 5 年当時の北海道給食会から、納入単価ということになりますけれども、1 俵当たりだいたい 1 万 8,000 円なんです。1 俵 1 万 8,000 円ですから、

今流行りの5キロ換算で言ったらいくらになるんでしょうかね。ちょっと計算すぐできないですけども。

仮に、この農業政策として、町が農業振興としてやろうとした時に、この1万8,000円を一俵当たり5,000円高く買い付けましょう。そのようなことになった時には、給食を賄うにあたって、給食の米を地元産に取り替えることによってかかるお金というものは、大体120万円なんです。それは多いか少ないかという判断はあるかと思えますけれども、それで地元産食材を給食で賄える。さらには、農業振興にも使える。僕は決して高くない金額ではないのかな、というふうに思っています。

三澤さんも、前回の質問でも申しておられました。需要というものがはっきりしていれば、農業というものは、そこを目標にできるということもあるので、トン数がある程度わかっているものに対して、そういうことを農業者が分かっていたいただければ、もしかしたら、うるち米の変換というものも可能になるのかもしれない。そのような思いもございます。

課長にちょっとお伺いしたいんですけども、もち米団地をうるち米を作付けできるようにするというのは、もちろん高いハードルがあるんだろうと思えますけれども、実際の手続きというものは、どのようなものになるかちょっとわかっただけでいいんですけども、教えていただけますか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 八雲地域の稲作については、地域全体がもち米団地に指定をされているところでございまして、まず指定については農協からホクレンを経由して、JA全農の方に申請を行いまして、団地指定を受けているところでございます。それで、視点をについては3年に一度、更新の申請をしている状況でございます。

解除をすることについては、3年に一度更新申請を行わないか、または3年間の指定期間中に解除申請をすることによって、もち米団地の解除を受けて、受けた際には、うるち米の生産ができる状況になるということでございます。

○5番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） ありがとうございます。やはりなかなか、合意形成等を含めてなかなか難しいことであるし、すぐすぐにはできないことではないということは、それは理解いたします。なぜ私もこの米というものに対して、当然地元で稲作農家があるからということもあるんですが、町長知ってる通り、私昔家業を継いだ当時は米屋だったんですよ。もう30数年前になりますけれどもね。その当時の米の値段というものをよくよく覚えてるんですよ。当時というものは、日本のトップブランドというものは、今でもそうでしょうけど、魚沼産のコシヒカリ、これは10キロ換算で言いますと、当時7,000とか8,000円で売っておりました。当時ですよ。

そして、その時に北海道米、もう30数年前、北海道その時の代表銘柄は、ゆきひかりという米でありました。これはその当時10キロ4,000円だったんです。そして、30年前の値



ども、しっかりと継続できるような米を作れるような、そんな農業にしていくというのは必要だろうと思いますので、これからも精力的に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○5番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） ありがとうございます。また前回の三澤議員の質問等の答弁、全教育長の答弁の中で、八雲町は本当積極的にこの食育教育というものをやっている。予算というものも限られる中で、目いっぱいのことをやってきているんだ、ということもおっしゃっておられました。

この食育教育というものも同時に今町長が後継者不足ということをおっしゃってましたが、小規模校では田植え体験等よく聞く話であろうかと思えます。農業というものに携わっていた。

例えば、稲作で大変な時ってというのは、やっぱり田植えであるだとか、稲刈りであるだとかっていうことが多いんですが、そういう田植えの時に、児童が地域のそういう農家に行ってお手伝いするであるだとか、もしそういう体制を組めるのであれば、これは職業としての農業を意識するという意味においては、僕は非常に大きいことだろうなというふうに思うんですね。

落部地域では、確かこのような取り組みというものをしていたと思えますけれども、この取り組み、職域における農業体験というのは、現状どのようになっているか、教えていただければと思いますけど、どうでしょうか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 学校における農業体験ということなんですけど、落部地区では小学校、中学校で以前は合同で稲作体験をしたとか、東野地域においては学校のすぐそばに田んぼがございますので、田植え稲刈りの体験をし、それから自分たちが作ったお米で、食を通した体験活動をする。例えば餅をつくとか、そういうようなことを実際にさせていただきます。

ただ、規模の大きい八雲小学校や八雲中学校では、なかなかその田んぼまで行く交通手段も賄えないということもありますし、なんととっても児童数が多くなると、体験がなかなか難しいということもございますので、行われていないのが実情でございます。

○5番（関口正博君） 議長、関口議員。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） 十分理解いたします。大規模校ではなかなか難しい。今、いろいろな事業にしても、生徒たちを運ぶ手段というものはなかなか限られるということで。ただ、興味のある子たちに、例えばそういう授業というものを提供するということは、もしかしたら可能なのかなというふうに思うんですね。本当に地道な取り組みなんだろうかと思えます。職業としての稲作農業を子どもたちに知っていただく。それをやったからとい

て、そこにつながるとは限らないにしても、こういう取り組みは、行政が向かうからこそできることではあるかと思えますね。そのようなことも含めて、やっていただきたいと思えます。

今ふと思ったんですけど、米がこれだけ高騰している。それで、当然町の予算というのは、給食材料に関して言えば、当然予算というものが決まっている中で、こうやって不作だった場合に、例えば米ばかりじゃなく、いろんなものの値段が乱高下したときに、今まで議員やって、給食費の補正なんていうのは聞いたことがないんですけども、これはその中で賄ってるっていうことってよろしいんですかね。

○学校給食センター所長（三坂 亮司君） 議長、学校給食センター所長。

○議長（千葉 隆君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（三坂 亮司君） ただいま関口議員の質問の給食費の関係ですが、まず令和6年、昨年度の給食食材等の高騰を受けて約7%相当値上げさせてもらって、なんとか今給食は賄っている状況です。

また、給食費につきましては、八雲町は無償化をしているということで、あらかじめ予算要求時の人数と実際の年度の翌年度の給食、実際に食べる人数が若干余裕を持って作らせていただいておりますので、その中で何とか賄ってることができておりました。

ただ、今、議員ご指摘の通り、今年令和7年度につきましてはお米の米価が急激に高騰していることなどもありますし、他の食材等も高騰してきているということで、現在、給食センターでどのような形で、給食のまかない費が推移していくかということを検証しているところです。

場合によっては、まかない材料費が不足する場合には、補正等をお願いする場合もあるかと思えますので、その際は、ご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○5番（関口正博君） 議長、関口議員。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） 今回この質問をするにあたって、本当、学校給食についていろいろ調べさせていただきました。これは本当に大事なものであるんだということを改めて、わかったことでございます。

そして、子供たちの教育のためといいますか、学校給食を含めて、やはり財政の拡充というのは、今の答弁を聞いた通り、やっぱり柔軟な対応というものは必要だろうなというふうにも思うんですね。地元生産食材を使うということに対しても、当然、地元産の食材を使うとなると、いろいろ手間も増えるということになるかと思えます。

僕も町内にお米を炊く業者さんもいらっしゃるんで、聞いたことがあるんですけども、やはり普段使っている米、慣れている米であれば、そんなに手間がかからないんだけど、熊石から例えば入った時に、やっぱり水分量がちょっと変わったりして、なかなかいつも通りにいかない部分もあるんだよ、ということもおっしゃっておられました。

いろんな給食を支える業者さんが、この地元産食材を使うということによって、一手間

も二手間も給食センターももちろんのことですけども、手間がかかっているということもあるかと思いますので、そういうことをスムーズになんとか行うことができるような財政の拡充というものは、これからもっともっと積極的によろしくお願ひしたいというのと、現状、熊石からうるち米 100 キロ入れているということでございます。

そしてお伺いしましたら、熊石には 5 軒の稲作農家があるということもお伺いいたしました。そして、さらにそのうちの 1 件というものは、後継者となるべく子もいるということもお伺いいたしましたけれども、もしそれがそうなのであれば、まずできることからということを考えてときに、もっともっとこの熊石産のうるち米の学校給食における比重を増やして、なんとかこの貴重な一件のお子さんを後継者となるべく、繋いでいけないものかと。これ熊石にとっても、きっとこの稲作というものは非常に今となつては大事なものであるのか、というふうにも思うんですね。

もちろん、こちらで体制を整えば平均的にいろんなところから米を納入できるシステムができればいいんですが、今、それがかなわないのであれば、今ある熊石の稲作農業というものを将来につなぐということの観点からも、あんまり公平じゃないことはできないでしょうけれども、そういう意味においては、熊石からも積極的なうるち米、今まで以上の数をなんとか確保するというのも可能ではないのかなと思います。どうでしょうか、そのような取り組みというものも検討できないでしょうか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 熊石地域の稲作の状況については、すべてうるち米を生産して出荷している状況で、関口議員おっしゃる通り、5 件の稲作農家がいって、その生産量については令和 6 年産でいうと約 102 トンあるということで、学校給食全量を米半分を賄える状況ではございます。

けれども、農協や各種その契約先との取引もございまして、全量を米飯分に提供することはできないという状況ではございますが、今後、教育委員会とも連携しながら、少しでも熊石産のうるち米の利用促進が図れるよう検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○5 番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5 番（関口正博君） ありがとうございます。それでは、課題はいろいろ多いですけども、ぜひこの件に関しては検討していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、2 問目に入ります。鉛川観光施設について。

鉛川観光施設関連において、レクリエーションセンターについては老朽箇所の修繕を実施することが決まり、施設譲渡に向けての道筋が見えてきたが、浄水・温泉設備棟の譲渡に向けた協議の報告はまだ受けておりません。

これまでこの件については、議会との議論においても様々な意見が出されるとともに賛否も分かれております。これまでの経過も含め次の 2 点について伺わせていただきます。

① 浄水・設備棟の譲渡に向けた協議の進捗状況はどうでしょうか。

②令和5年12月13日の総務経済常任委員会において、鉛川観光施設に対する補助金交付の根拠として、この施設の公共性・公益性についての説明を受けております。あらためて八雲町における公共性・公益性の基準をお示しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 関口議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

鉛川観光施設関連については、これまで総務経済常任委員会と全員協議会で議論をされておりましたので、その経過については議員ご承知のことと思いますが、これまでの経過も含めてとのことでございますので、改めて、浄水及び温泉設備に関するこれまでの経過を簡潔に申し上げたあと、ご質問いただきました2点についてお答えいたします。

浄水及び温泉設備に関しては、経年による老朽化が著しく、改修が必要な時期を迎えていたため、長期的な財政負担の問題から、維持管理経費の負担軽減を図ることとし、譲渡の有無に関わらず令和6年度に全面改修を行う方針としていたところでありました。

このことから、設備改修を予定していることを踏まえ、鉛川レクリエーションセンターを貸付している事業者と設備の譲渡協議を進めてきた結果、改修後の設備を一定期間、一定条件で貸付した後に譲渡することで協議が整ったところでありました。

しかしながら、常任委員会等における議論の過程において、設備の全面改修に対して反対意見が多くあったことから、老朽化対策を断念したところであり、これに伴って協議が整っていた譲渡が白紙となって現在に至っているというのがこれまでの経過でございます。

それでは、1点目の設備の譲渡に向けた協議の進捗状況についてであります。

老朽化対策事業を断念したことにより、設備の譲渡協議はゼロからのスタートとなりましたので、昨年4月に私と担当課の職員が事業者のもとに出向いて、改めて、設備の譲渡に向けた協議を継続していくことを伝えたとところであります。

一方、設備の状況についてですが、特に浄水設備に関しては老朽化の度合いが更に進んでいる状態にあり、北海道の施設監視を受けた際、昨年度に引き続き、本年度も設備の更新について指導を受けているところであります。この状態では水質基準を超えてしまう可能性があるため、早急に対応することが最優先であると判断しており、現在、対応について協議を進めているところであります。このような状況から、現状としては具体的な条件を事業者に提示して協議ができる環境にないということをご理解願います。

次に、2点目の補助金交付の根拠として、八雲町における公共性・公益性の基準についてであります。

地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。と規定されており、補助金交付の判断を行う際は、町にとっての事業の位置づけ、これまでの経緯や関与の仕方などについて、個別具体的に検討を行って判断するべきものであることから、統一的な判断基準を設けること

はできないと考えております。

鉛川レクリエーションセンター老朽化対策補助金についてもこの考え方により検討を行い、町として補助金を交付するべきものと判断したところであり、基本・実施設計に関する補助金の予算は可決をいただきましたが、解体・改築に関する補助金の予算化については、総務経済常任委員会において反対のご意見を多くいただき、理解を得ることができないと判断したことから、残念ながら断念したところでございます。

以上、2点のご質問に対する答弁といたしますので、よろしくお願いいたします。

○5番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） 質問にもある通り、このレクリエーションセンターに関しては、老朽箇所の修繕を実施することが決まり、これ入札も終わってるかと思えますけれども、実際、実施期間というものも決まって来年8年3月の譲渡というものができるということで、よろしいでしょうか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） レクリエーションセンターの関係でありますけれども、修繕箇所がありまして、そちらの修繕を令和6年度と7年度で実施するというところで計画をして、議会の方にもご報告をしているところでございます。

それで、令和7年度については、5月26日の日に入札を行いまして建築に関する修繕、それから設備、に関する修繕の業者さんを決定してございます。それで、工期につきましては12月25日を工期として、修繕の発注してございますので、工事が予定通り完了すれば、それでもって譲渡の手続きに入っていくという状況にございます。

それで、賃貸借契約の契約期間が、令和8年3月31日までになってございますけれども、修繕が完了して手続きが済めば、その段階で譲渡ということで進めていきたいというふうに考えてございます。

○5番（関口正博君） 議長、関口議員。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） もし順調に事が進んで、令和8年3月31日をもって契約、譲渡ができる状況になったときに、当然4月1日から民間施設ということになるわけでありませうね。当然、その後というものには、町としては固定資産税収入というものが期待できる、ということになるかと思えます。

この土地の方、レクリエーションセンターの建物、そして土地というものがあるかと思えますけど、土地の扱いというものはどうなっていたか、今一度確認させていただければと思えます。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 現在、レクリエーションセンターが立っている底地

になりますけれども、町の土地ということになります。

それで、レクリエーションセンターを譲渡する際に、この土地も含めて、レクリエーションセンターは譲渡するんですが、土地に関しては購入をしていただくといった扱いで、今お話は整っているところでございます。

○5番（関口正博君） 議長、関口議員。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） そしたらまだ、それらの協議はこれから始まるのであって、面積等もそれ以降か、まだ確定はしていないということでもよろしいんですかね。

当然、固定資産税収入が見込まれる中で、当然評価額とはあるんでしょうけれども、土地の部分であるだとか、建物の部分ということが発生するという、こちらは理解でよろしいということで、再度確認です。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 正式には、土地の部分はいくらという部分に関しては現在、正確には算定しておりませんので、お答えはちょっとできないんですが、譲渡をして土地を購入すれば、固定資産というのは発生していくということでございます。

それと、土地についてはこれから協議するというのではなくて、土地も購入していただくということで協議が整っているという状況でございます。

○5番（関口正博君） 議長、関口議員。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） このことにつきましては、本当長い間、担当課の方とも課長ともずいぶん長い間議論してまいって本当様々な言葉を交わさせていただいたというか、今の町長の答弁の中にもあった通り、議会として議員一人ひとりの判断ということになるんでしょうけれども、私設問の中で公共性・公益性ということでお伺いしました。非常に抽象的な質問だったことをお詫び申し上げますけれども、これは今後の八雲町のこういうケースというものはなかなかないにしても、判断基準となるべくものであって、ここというものは非常に慎重にしなければならないという思いから、私は当初より公共性、公益性という部分に注目して、いろいろ言わせていただいたという経緯がございます。

もちろん町長が公益性がありますよ、で議会案を承認するということによって公益性が生まれる、そのくらい結構曖昧な言葉でもあるわけですよ。ですから、そこで議論するというのは、なかなか難しいということはあるかと思えます。僕自身は当初は反対しておりました。しかし、この改修。レクリエーションセンターの改修については僕は賛成いたしました。

これはなぜかという、まずは契約書がしっかりあるということ。このレクリエーションセンターの定期賃貸借になってしまったけれども、その契約書の中にはやはり修繕義務があるということ。金額の大小というものはそれぞれの判断によりますが、やはり貸主としてしっかりと修繕義務がある以上は、これはやはりその部分というものは認めなきゃ

いけないという思いの中で、反対していた議員の方もいらっしゃいましたけれども、私なりの判断でそれはそうさせていただいた。

あくまでも契約書というものが、これは相手の方との折衝との部分で大事な部分だということによってそのような判断をさせていただいた。

じゃあ、この設備棟はどうかということになるんですね。私が持っている、この設備棟に関する相手方との協議というものは、温泉旅館営業に伴う水道使用料及び温泉分等量に関する契約書。これしかちょっと僕は資料として持ってないんですが、この設備棟においての契約書としてあるのは、これだけでしょうかね。お伺いさせてください。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 設備に関してですけれども、浄水設備と温泉設備がございまして、こちらの設備については、現在、町が所有して管理しているという設備がありますけれども、その使用に関しての契約については、ただいま関口議員がおっしゃった、その契約書でもって、使用していただいているという状況でございます。

○5番（関口正博君） 議長、関口議員。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） 先ほど申し上げましたように、この公共性、公益性というものが非常に曖昧な言葉である以上は、唯一の残されたこの契約書というものが、これからの施設譲渡に向けた重要なものであるんだろうというふうに、私自身は認識しているんですね。

それで、行政側の提案として全面改修、これをするためには3億数千万円の金額がかかる。3億数千万の金額がかかって、なおかつそれを譲渡するためには、受贈益がかかる、法人税がかかってくるということで、20年間町が持ち続けなければならない、という提案をお受けしたかと思えます。

当然20年間、3億円以上のお金をかけつつ、さらに20年間町が持たなければいけない。要は先ほど申し上げた、固定資産税収入すらない状態の中で、3億円の経費をかけて施設譲渡を行う。僕は、非常にこれを丸呑みにしてそうですか、なんていうことには僕はならないんですね。

ましてやこの契約書において、そんな文言なんていうのは1つも入っていない。もしそれを解釈するようなものがあるとしたら、この第11条、この契約書に取り決めのない事項については、甲乙協議の上決定する、ここに基づくしかないんですよ。

だからこれ、行政側の判断というものに、相手方との交渉の中で、さらに契約の解除という項目もこの中にはございます。第九条の括弧4.項が予算および財政上の理由により、使用物件を良好な状態で保持することが困難になったとき、これは契約の解除として有効なものであるという解釈であろうかと思えます。これをどのように解釈するか、そして行政側がどのように判断するか、さらには、議会がどのように判断するか、それによって、この物件というものの譲渡というものは決められていく。

おそらく今申し上げただけでも、また長い時間をかけて議論していかなきゃならないものであるな、というふうに思うんですね。当然、いつも行政側の言うように、課長も言うように相手方があることですので、まるっきりこちら側の要求そのものを突きつけるというわけにもいきませんし。

でも、そのためには、何らかのやっぱり根拠づけというのは、やっぱり必要なんですよ。そのために、この公共性、公益性というものをもっとしっかりとしたものややっぱり町長決断として、しっかり出さなければならないという部分というのは、これが大きいのかなというふうに思います。

この判断を議会に委ねた場合には、これは反対を受けますよ。だって、3億円以上のものを作ってあげて、それを20年町が持って譲渡するなんていうね。これがルールとして問題ないのかもしれませんが、3億円って数字は、町民1人にしたら2万円を超すんですよ。

そして、本当にこれが公益上必要な施設なのかという判断も、必要になってくるのかなというふうに思うんですよ。もちろん、これは相手方が今まで積み重ねてきた歴史であるとか、いろいろなものを考慮する必要は当然あるかと思いますが、この施設に関しては、こまき荘があったという特殊事情も当然ありますので、配慮すべき点はあるにしても、3億円ものお金をかけて、それをさらに20年後に譲渡するなんていうこんなスキームがね、私は早々簡単に納得できるものではないだろう、というふうに思っております。

それで、僕もそれでもなんとか、これを僕なりに折り合えるところはないのだろうかということで、いろいろな事例を調べてまいりました。実は、町営温泉事業、自治体が行っている温泉事業というものは、やはり同じような時期に始まってきて、今どこのそういうものを抱えている自治体というものは、これの維持だとかそういうものには非常に苦慮してるんですよ。

それで、ちょっと象徴的なものをご紹介します。秋田県のある市種のものであるかと思いますが、過去を紐解くと地域活性化の起爆剤として、全国各地の自治体が公共温泉施設の整備に取り組みました。その上においては、雇用や住民の憩いの場の創出、観光振興など、これまで温泉施設は、地域固有の課題解決に向けた政策上の重要な多様な目的の実現に大きく貢献し、その役割を果たしてきました。

しかし、公共温泉事業を見たとき、提供しているサービスは、多くの住民が生活していく上で必要不可欠だとは言えず、かつ同種のサービスを提供する民間事業者が存在するため、行政が唯一の実施主体ではないことがよくわかります。温泉入浴、宿泊、宴会、レストランなどのサービスは、すべての住民が生活する上で必要不可欠なものではなく、思考などによってそれを必要とする方々自らが相当の対価を払って受けるもの、つまり市場原理に基づいたサービスであるため、民間事業者が実施したいとなるのが本来の姿ということができます。

その意味では、公共温泉事業は行政サービスの本質論からすると、優先順位は、階位に位置づけられることとなります。この文言というのは非常に象徴的なものだろうな。それ

で、これは八雲町ばかりではなくて、同じような施設を抱える自治体の方が、本当に悩みながら検証しているものであるんだろうな。

それに対して、じゃあ八雲町の今回の対応はどうかというと、これからちゃんとした計画というものが出されてくるんでしょうが、あまりにもやっぱり課題ではないかな。これは、配慮するという部分においては、相手方に寄り添ったものにするという意味においては良いのかもしれませんが、これが町民全体にちゃんと理解できるようなものでは、あまりにもかけ離れているな、というふうに思うんであります。

町長、これまでのものを聞いてて、どのように思ってますでしょうか。

○町長（岩村克詔君） この鉛川観光施設は、大変な難しい問題だと感じます。その都度その都度、契約もありますし、さらにはお願いしたっていう当時のことも鑑みるといろいろ難しい問題だろうと思っています。

町としては、なんといってもその契約に基づいて、町の弁護士とも相談しながら進めていくんだろうということだと思います。ただ、ここに来て、やっぱり施設は譲渡するということで、今議会の皆さんからもご了承いただきましたので、譲渡に向けて今進めています。さらに、これから浄水と温泉のほうをこれからも引き続き、相手方と交渉しながら、また議会の常任委員会の判断も仰ぎながら進めていくべきものと思います。

それについては、これからも議員の皆さん、さらに町と相手方と議論を深めてすぐに私も解決できる方はなかなか難しい問題でありますけれども、しかしながら、解決しなければならぬ、そういう問題だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○5番（関口正博君） 議長、関口議員。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） 参考までに、さまざまな事例があると言いましたけれども、私が調べた中でも最大の町の対応として、ちょっとご紹介したいと思ひます。

譲渡先の企業が手掛ける補修の費用について、これは市なんですけれども、市が認めた費用の1/2以内、5000万円を上限に補助するとしたほか、5年間の営業継続を条件に、毎年500万の運営費を補助すると決めた。加えて、譲渡前に施設稼働に必要な補修についても、市が実施することとした。これは、2つの温泉施設を持つ市の対応なんですけれどもね。こうした負担軽減策の結果、両施設合わせて補助金だけで最大1億5,000万。つまりは2つの施設ということになりますので、1件最大7,500万円ということになるかと思ひます。市が手掛ける補修には、9,000万円ほどかかる見込み。僕いろいろな事例を調べた中で、これが最大でした。これでも、こういうものにもロコミは付くんですけどもね。こんな対応はありえないだとかということが書かれてくるわけですよ。

そして最も分かりやすいものとして、隣のグリーンピア大沼ですね。これも皆さん知ってる方多いかと思ひます。森町の対応です。グリーンピア大沼はもちろん、今回の施設と比べて施設規模なんかは相当大きいものでございますけれども、森町はこの指定管理をしていたグリーンピア大沼に対し、2016年5,000万円でこの施設を売却しております。

これは、その前の当然経緯というものもあります。かんぽ、なんでしたっけ。2億円近

くの金額で、確か機関の方から森町が譲り受けたんですよね。それを 5,000 万円で売却。さらには売却後は固定資産税を年 4,800 万とで施設も課題ですから、年間それほどの固定資産税がかかるわけですよね。4,800 万徴収するんですが、町からは設備投資などにかかる費用を 10 年間で 4 億 8,000 万円支援する。

要はいただいた固定資産税をそのまま、支援金。要は設備投資にかかるお金として支出する。要は、森町は 5,000 万で売却したということなんですよね。その他のことは一切なしです。あの過大な施設で。でも、これも森町としても当然、産業振興であるとか、雇用の問題だとかを考えたときには、こういう対応をしたということでありましょうけれども。

それにしても、この事例に対して、森の町民から住民監査請求が出されたんですよ。これの対応でも。そう考えたときにね、やはり近隣でこのような事例があるにもかかわらず、今回の一度は町から出されてきたこの設備投資に関して、まるっきり新しくしてお渡しするということに関しては、やはりちょっとあまりにも過大すぎるよってというのは、今回一番申し上げたかったことです。

これ委員会の中でもこれまでも申し上げてきたことなんですが、改めてこの議場の場でこのようなことを言うというのは、当然相手方の方々も見てるんでしょうし、ただ、一般的に、我々は一般的な平均的な考え方は何なのかということを経験を基準に判断したいという思いを僕自身はありますんでね。

当然、特殊事情を考慮するということはありますけれども、改めてもう一回この施設譲渡、この設備棟の施設譲渡に関しては、きちんとした町としての対応をしていただきたいなと思うんですよね。今までのスキームありきではなくて。

今現在は町営施設でありますから、町長答弁の中でもいろんなものが傷んできている。これ、課長からもいろいろ報告を受けております。ここ 1、2 年でも消毒滅菌装置ですか。薬注装置であるとか、例えばポンプのインバーターであるとか、そのようなものを 1,000 万単位のものを取り替えられていっている。

現状、町営施設として老朽化している部分というものは、この契約書に則ると言いますか、このレクリエーションセンターの判断の仕方というものを照らし合わせると、今あるものを修繕して使えるものは使っていただく。ただ、今まさにもう年数がたってきて老朽化してるよというものは、取り替えてあげてそれで、そのまま譲渡に向かう。僕は、これが現実的に考えられる、一番いい譲渡方法ではないのかなと。お互いに納得できるんですよね。

これから 10 年、20 年持つということになると、この温泉というのも、町長わかるでしょうけど、温泉の枯渇問題であるとか、さまざまな衛生基準の問題であるとか、本当に町が持つべきものではないんですよ。こんなものは、やっぱり民間で持っていた方がいい。持っていた方がいいにしても、譲り方というものは、もっと慎重であっていただきたい。これは後のいろいろな八雲町の判断基準となってしまいますので、町民も注目している以上、皆さんがどんなにいろんな人が納得するようなかたちで解決していただきたいなと思います。

けれども、改めて町長のご意見いただきたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今、関口議員からいろんな判例を話していただきました。我々としても、それを参考にしながらしっかりと対応していきたいと思っていますし、あくまでも、町単独で提案したからといって、それが議会の皆さんの承認を得なければ、何事も進みませんので、しっかりと議員の皆さんとも意見交換しながら、この譲渡については進めていきたいという思いであります。

ただ、レクリエーションセンターの譲渡を決定したということで、その過程から、これからこの譲渡に向けて、浄水と温泉の譲渡について、判例も参考にしながら、また常任委員会ともいろいろキャッチボールしながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

○5番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○5番（関口正博君） 公益性の判断というもの、これは判例というものはなかなか少ないわけではありますが、要は公益性の基準というものに迷った時に、どのように判断するかというのが示されているものがあります。

過去の公益性よりも、未来の公益性というものを重要視する。これは、過去の事例、過去に公益性があったものなんていうのはいろいろある。まさにこの施設はそうなのですが、じゃあ未来において公益性はあるのか、そこってというのが、重要な判断基準になるということを見たことがあります。

どうかその思いに則って、相手方の施設とは交渉していただきたいなと改めてお願いして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（千葉 隆君） 以上で、関口正博議員の質問は終わりました。

暫時、休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

次に、佐藤智子議員の質問を許します。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） 1問目です。コンブ礁アルガリーフの効果は、と題しまして質問させていただきます。

コンブの着定基質アルガリーフの設置が、道の事業として進められています。事業期間

は、令和元年～12年、事業負担は国が50%、道が40%、町が5%、漁協が5%となっております。

統計八雲のデータを見ると、平成時代は2年毎に50トン前後、30トン前後と増減を繰り返し、水揚げ高も1億を超える年がありました。しかし、令和に入ってから水揚量が低下傾向にあり、令和5年13トン。6年度に至っては、9トンと下がる一方であります。

アルガリーフが設置されるようになってから、計画期間のほぼ半分が過ぎようとしています。町負担5%とはいえ、資金投入に見合う結果が出ていないのではないのでしょうか。道内の他の自治体での成功例はあるかお伺いします。また、せっかく設置されたアルガリーフの弱点があるとしたら、それは何でしょうか。また、十分活かすための手立てはあるのかお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

北海道のコンブ生産量は、1989年の3万3千トンピークに減少を続け、昨年の生産量は8,500トンと、統計を取りはじめた昭和58年以降では、はじめて1万トンを下回る状況となり、当町においても同様にコンブの漁獲量は減少しております。

そのため、北海道では、コンブ生産安定対策検討会議を設置し、コンブの不漁が続く要因を気候変動による高水温と特定し、本年度から高水温に耐性がある品種の開発などの対策を進めているところであります。

コンブ礁造成事業は、コンブ資源の造成をはじめ、根付魚類の稚魚期の育成藻場として、地元漁業者からの要望により、道が事業主体となり実施しているもので、当町では、落部・山越の2地区において、令和2年度から令和6年度までに合計350基のコンブ礁が整備されております。

整備後のコンブ礁については、令和5年度、令和6年度に効果調査を行っており、海藻繁茂率100%、コンブ平均繁茂率84%といった状況で、海藻類以外にもアイナメ等の根付魚類、ウニ、ホヤなど多様な生物も確認されるなど、施設の整備効果が確認されております。

議員ご指摘のように、コンブの水揚げは減少傾向にあり、海水温の上昇が母藻となるコンブを減少させるなど、大きな要因であると考えておりますが、これ以外にも天然のコンブ漁場においては、雑海藻の繁茂やウニの被害など、コンブの生育を阻害する状況が見られており、天然漁場、コンブ礁それぞれを持続的に利用するため、関係機関から指導・助言をいただきながら雑海藻除去など、付着基質の清掃やウニの密度調整といった漁場の管理について、漁協とも連携しながら検討を進め、持続的なコンブ漁獲につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤。

○2番（佐藤智子君） この事業は、八雲町漁協、そして落部漁協両方の漁協で、漁師さ

んたちとも相談をして、コンブの不漁をなんとか食い止めたいということで始まった事業であると認識しております。

近年の高水温、気候変動ということで、苦勞しているところをなんとか獲れるようにしていきたいという、そういう願いは漁師さんをはじめ、町もまた全道的にも同じことだと思っております。

渡島総合振興局の水産課の冊子として、渡島の水産、令和5年版というのがスマートフォンでも見られるものなのですが、令和5年のコンブの漁獲高は4,149トンで34.2%ということで振興局別の順位では、なんと渡島総合振興局の方が1位だということで、漁獲高は令和6年度も漁獲高は3,470トンと、令和5年よりもそんなに落ちないでまあまあの漁獲を渡島総合振興局の管内では、確保できた。

たまたま、今アルガリーフっていうのを一生懸命八雲町で取り組んでいるので、コンブの不良と合わせて、そのコンブ礁について取り上げたわけなんですけれども、残念ながら八雲町は他の近隣町と比べても令和5年に至っては13トン。先ほども言いましたけれども、6年では9トンと減っているし、近隣町と比べても厳しい漁獲高、生産量となっています。この要因としまして、どういうことが考えられるのか、説明していただけますか。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 佐藤議員の方から八雲町のコンブの漁獲量の推移が、近隣と比べて大きく減少しているのではないかと、といった趣旨の質問かと思いますが、渡島の統計の中での資料、コンブの漁獲量については、多分養殖コンブも含まれているのかなと考えてございます。

実際に天然コンブの減少につきまして見ますと、例えば南茅部、恵山、戸井の方、こちらの方は天然コンブというところに絞りますと、相当数減ってございます。

一方、八雲の方もそれに合わせて全道的なコンブの減少に伴いまして、八雲も減っておりますが、それらの町と比べますと、まだまだマシな方かなということでは見てございません。

確かに議員ご指摘の通り、平成の時代にはそれなりの漁獲がありましたが、令和に入ってから、やはり右肩下がりで下がっている現状がございます。そういった中で、地元の漁業者さんは、新たな漁場の造成などを目指しながら、アルガリーフ、コンブ礁の造成事業について、道や国の方に要望が出されたというような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） いろんな関係者からもお話を聞かせていただいたりしています。その中で、本当に全道的に大変な状況だっていうのは、私も認識しております。それは、海洋環境によるものが大きいとで、親潮ですとかえ、黒潮ですとかの海水の流れによっても、漁獲高が変わってくるということなんです。

ひとつお聞きしますけれども、コンブの孢子といいますか、親になるコンブから孢子というか、遊走子というものが出されて、それが付着して、根を張ってコンブに2年かけて成長するという生育はそういう過程をたどると思いますけれども、砂地ですとか、そういうところには、コンブは定着するのでしょうか。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 一般的に砂地にはコンブ布の方は定着しません。岩場ですとか、そういったものにコンブの方は定着いたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） そうすると、海底の環境がかつてとは変わっているのではないか、ということも考えられると思うんですけども、それを助けるのがコンブ礁であったり、アルガリーフであったりすると思うんですが、海底の環境変化っていうものは、何かそういう話を聞いたことはございますか。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 今現状の中で天然（聞き取り不能）漁場の部分で、こちらの方が調査したわけでもないの、確かな情報は伝えることはできないんですが、聞いてるところによりますと、流砂と言いますか。砂の流れによって、一部漁場が埋まってしまったっていうようなところもあるような話は聞いてございます。

ちなみに、落部漁協管内では落部漁港が整備された際に、当時からコンブ礁の整備の要望はなされてましたが、漁港が大きく拡張することによって、潮の流れが変わり、その関係で砂が大きく移動することも想定されるということで、様子を見ていたっていうような状況もございます。

ですので、何かしら海底のそういった砂が影響して、漁場に何かしらの影響があるということとは否めないものかなと、そのように考えてございます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） 両漁協あるわけですけども、八雲町漁協の山越側の方が先に、そういうコンブ礁事業っていうのは始まったと思うんですけども、山越と落部側の方との生産の差っていうものはありますか。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 生産の差というのは、魚礁からの水揚げというのととり方でよろしいでしょうか。

魚礁からの実際に、どの程度の水揚げが上がったかっていう部分につきましては、こちらの方では調べてございませんが、八雲町漁協につきましては、平成の時代から囲い礁整

備ですとか、そういったものを進めてございます。

また、アルガリーフ、この単体礁整備は、令和に入ってから進めてございますが、聞きますと八雲町漁協につきましては、山越に整備したアルガリーフから現在のところ、まだ漁獲を上げていないというようなことで聞いてございます。

1つには各藻場、要は母藻が育つ母藻群をそこで確保したいというような思いもあって、そこからはまだ漁獲の方は実際にはされていないというようなことでは聞いてございます。

あとは、落部の方もこのアルガリーフは整備されてございますが、数回水揚げしたというようなことでは聞いてございますけれども、まだ比較検証するような数字じゃないのかなというようなことで感じてございます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） コンブだけではなくて、いろいろな海藻が生えてくることによって、恵山ですとか戸井の方では、アワビが急激に増えているですとか、アイナメとか他の魚もそこに集まっているということで、さらに大きな魚がそこに来れば、漁獲、水産の漁獲高が上がってくるだろうということもあると思います。

まだ道半ばでするので、もっと長く見ていきたいとは思いますが、やはり海洋環境が大きいというふうに言われています。海水温の上昇とか、今言われた砂地の流入ですとかね、そういうのがあると思いますが、海洋環境っていうものは、私たち自身で変化を起こすっていうことはできると思いますか。それともできないと思いますか。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 自然相手でございますので、例えば高水温に対して人為的に海水の温度を下げると、これは不可能な話でございます。

ただ一方で、いろいろなそういった自然現象に対しまして、対抗する術は我々持つてると思います。アルガリーフにつきましても、単体礁っていうことで高さが1.4メートルか、1.5メートルぐらいの高さのあるものでございます。

これは以前の投石した石を入れたコンブ漁場の造成ですとか、あるいは囲い礁みたいな造成手法を今までとってきましたが、これは前段お話がありました砂の流れによっては埋まってしまうという可能性もございます。そういったものに対抗するために、背の高い単体礁というものを今回整備した、というような状況でございますので、環境はいろいろと目まぐるしく変わっていくものだと思いますし、またそれになかなかあらがうすべは少ないのかもわからないんですが、やはりできるところは今このような形でいろいろ工夫しながら、コンブの漁獲の増加につなげていきたいということで進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） いろいろな手法で全く諦めるということではなくて、海洋環境も

変えていけるのではないかというお話だったかと思いますが、自然環境なんで難しいっていうのが大前提としてあると思うんですけども、これからちょっと今話させていただくのは、それに共感するしないというのは、かなり大きな関わりがあることですが、海っていうのは、川から水が流れていて、海に流れ出してくるということですよ。

そうすると、綺麗な海を取り戻すというか、綺麗な海を作っていくためには、川を綺麗にしなければならぬというのか、川を綺麗にしなければ、綺麗な海も作っていけないということがあると思うんです。

かつて漁師さんたちが豊富なプランクトンを海に増やすために、魚付林と言って、食事を漁師さんたち自らが行ったということがかつてありました。その時、私はそんなことをなぜするんだろうっていうので、植樹っていうのは山を作るから、山の方ばかり考えていたので驚いたんですけども、豊かな山を作ることで豊かな海ができるという、そういうことで、魚付林の事業が今も続いていると思うんですけども、それと同じとは言いませんけれども、川を綺麗に作っていくというのか、そういう整備をしていくのは、私たち側の努力によるのではないかなと思うんですよ。

川に関しては、砂防ダムが流入する砂利を止めてるから、砂利が下に流れていなくなると、砂がどんどん増えていって、それによって水の流れが急激になって、川底やら側面をこすようになって、土が掘れることによって、根が付いた木も流れて海に行くんじゃないかっていうふうには言ってる人がいますので、八雲町でも遊楽部川、砂蘭部川等で砂防ダムのスリット化が幾分進んだんですけども、ちょっと各課にわたるので、水産課の吉田課長にその話をしてもどうかと思いますけれども、そういう川を綺麗に整えることについては、どのような見解をお持ちですか。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） すいません。先ほどこの質問の前に、僕言い方がちょっと足りなかったのかと思うんですけども、今の高水温ですとか、そういった自然環境の変化に、我々どうすることもできないっていうようなことでございます。

ただ、そういった環境に対して、何かしらの対抗はできるんじゃないかということで、整備するものについても、いろいろ工夫をして整備してきているというようなことでございます。それと、今のご質問の中で、河川環境、あるいは魚付林の整備、そのへんの発想につきましては、まさしくはそういった部分なのかなっていうことで、これまでも漁師さん方は今言ったような植樹活動をしたりですとか、いろんなことを進めてございます。

特に山が健全でなければ、山から栄養が流れ出て、それが海に至ったときに海藻の栄養になる。そういった発想の中で、これまで漁業者さんはいろいろな植樹の活動などもされてきたと思ってございます。

今、ダムっていうようなお話もございましたが、今現在、山の山林の状況を見ますと、僕が以前、熊石地域のことでございますが、戦後間もない頃の写真を見た際に、相当周りの山がちょっと僕の頭みたいな状況だったっていうこともあったんですね。要は、薪炭林

ということで、相当木が伐採されていたってというような状況です。

そういった状況ですと、やはり雨が降るたびに、土砂が流れ、あるいは木がない、要は落ち葉がない中で腐葉土、要は栄養分も当然流れていかない状況があったと思うんですけども、八雲町は豊かな森林資源に恵まれております。今、山を見渡すと相当山の手入れも行き届いている中で、山林機能っていうのは、正常に今なっているのかなと思ってございます。

一方でそのダムっていうのは、いろいろな側面もあって、整備されたものだと思っております。1つには、ここに暮らす住民の生命を守るため、山地災害ですとか、あるいは洪水ですとか、そういったものから人々の生命を守ると、そういった意味で整備されているものだと思います。

確かに、いろんなところでスリット化の取り組みはされてございます。川の三作用の中で浸食、運搬、堆積っていう。これは川のどうしても持っている作用ですから、水が流れる以上、川が浸食され、浸食された土砂が下流に流されて、海ですとか流れの緩いところに堆積する。

それは、川の三作用でございませけれども、それをダムが阻害しているっていうような状況にはあるのは承知してございますが、それは必要があつて整備されたものだとも私は思っております。それらがスリット化することによって、何らかの漁業に対して良い影響が出る。その辺のエビデンスがきちんと確認されるものであるならば、スリットも必要なのかなと。

ただ、一番先に回らなければならないのは、そこに暮らす方々の生命、あるいは財産でありますので、まずそういった部分をスリット化の効果なり、何なりがきちっと確認されることがまず先に必要なのかなと思っております。

すべてを否定しているわけではございませんが、今現状まだ取り組みも始まったばかりでございますし、そういった各地での取り組みについては注視していきたいなど、そのように考えてございます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） ちょっと行き違った解釈もありましたけれども、川の環境については瀬棚ですとか、大沼の方なんかもダムのスリット化はじめ整備が進んでますので、見直しをするところはするということで、そういうところにも関心を持っていただけたら、川から流れる砂とか土によって海に流れ出たものが、細かい土とかでふさがってしまうとコンブが定着しないわけですから、そういう海洋環境、海底のことも含めて見ていかないと、なかなかコンブの造成っていうのも厳しいのではないかなと思います。

本当に地元の漁師さんでも、去年もあの日ぐらいしかコンブ漁に出れなかったっていう方たちもいますので、願いは本当にコンブが獲れるようにで、落部のコンブっていうのは、四国の讃岐うどんのだしにも使われているということですので、もう八雲コンブというか、落部コンブというか、そういうブランドを冠してもいいようなコンブを漁師の皆さま

んが精魂込めて作業をしているわけですから、なんとかコンブだけじゃありませんけれども、獲れるような海にしていけるために、知恵を合わせたり、心を合わせたりしていけたらと思っておりますので、よろしくお願い致します。答弁はよろしいです。

それでは、八雲町の不登校の状況について質問を移らせていただきます。

今、全国で小中学生の不登校がこの10年で急増しており、34万人を超えているという報道があります。これは、子どもたちのSOSだと思います。

八雲の現状は、どうなっているのか。増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのかを含め、どのような分析がなされていますか。また、相談体制の整備や学校、家庭以外の第3の居場所の充実が求められていると思います。どのような考え方で、子どもや保護者と向き合っていくのかお伺いいたします。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 佐藤議員の2つ目のご質問について、小・中学校の不登校の状況について、まず私からお答えいたします。

令和6年度八雲町の小学校の不登校児童の割合は552人中8人で全体の約1.4%、中学校の不登校生徒の割合は317人中15人で全体の4.7%、合計は869人中23人で全体の2.6%となっています。令和6年度はまだ発表されておませんが、令和5年度の全国の不登校児童生徒の割合小学校2.1%、中学校6.7%と比べて低い水準ではあります。

ここ10年間の傾向としては、コロナ禍の令和2年度に不登校の割合が増え、小中学校の合計が1.5%から初めて2%を超えました。小学校の不登校児童の割合はその後徐々に増加していますが、中学校に関しては、その後の5年間は、ほぼ一定の割合となっています。

過去3年間の不登校の理由としては、無気力や不安、生活のリズムの乱れ、家庭環境の変化が多い傾向にあります。状況は子どもたち一人ひとり違うものです。各校、不登校児童生徒一人ひとりと向き合い、定期的な家庭訪問や別室登校の対応、オンライン学習などを実施し、子どもたちと学校とのつながりを大切にする取組みを実践しています。

また、子どもたちの人間関係づくりの一環として、全小・中学校でピア・サポートプログラムを実施しています。さらに、子どもに会えない状況や家庭に支援が必要など、学校だけでは対応が難しいケースについては、子育て支援センターと連携し、子どもたちのサポート体制づくりに取り組んでいます。

教育委員会では、これらの取組みが一定の成果を得ていると分析しています。今後も、学校や子育て支援センターと連携し、子ども達に粘り強く働きかけながら、不登校対策の充実に取り組んでまいります。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

不登校については、子どもだけにとどまらず、保護者自身も何らかの問題を抱えている場合もあり、それらが複合的に絡み合い、子どもの支援だけでは登校に繋がらないケース

も多くあります。

そのような中、まずは学校と子どもたちの関係を一番とし、そのうえで、第3の居場所も選択肢の1つとして有効であり、子どもたちが安心して過ごせる場所を設けることで、自分のペースで学びや遊びを楽しむことができる環境を整えることができます。このような居場所は、子どもたちが社会とのつながりを感じ、自信を持って成長するための大切な場となります。

現在八雲町では、子どもたちの第3の居場所として、子育て支援センター内の施設を一般開放しており、いつでも子どもたちが利用し自由に過ごせるようになっております。そのほか、不登校の子どもに対する支援として、子育て支援センター職員が家庭訪問など面談を行い、子どもや家庭の状況を把握した中で、支援に繋げているほか、不登校の子どもや保護者や支援者などが集まるホッとサロンを月に1度開催しており、保護者同士の交流や情報交換などを行う場となっています。

また、民間事業者においても、自由に過ごせる居場所を提供している施設があることも認識しているところであります。

今後も、すべての子どもたちが必要な支援を受けられるよう、教育現場との連携を図りながら、支援体制を整え、引き続き努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） 学校現場、そして保護者の皆さんなど、また本人が苦勞していることかと思えますけれども、いろいろな努力がなされているのがわかります。

以前も不登校のことに対して、一般質問で取り上げたことはありますけれども、その頃は私も学ぶ権利の確保っていうことに頭がいったんですね。学校に行けなくても学ぶ場というか、学ぶ方法というか、そういうのが必要ではないかということで、その頃には訴えていました。

今、タブレットが使われていますので、そういうオンライン授業なんかも個別にやられてるかと思えますけれども、保健室登校と合わせてタブレットでの対応というのは現状どうなっていますか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） まずタブレットを使った登校ということなんですけれども、不登校に限らず、コロナの時から始まったオンライン学習ということになりますけれども、実際行われております。

なかなか学校に足を運ぶことはできないにしても、オンラインであればという子供もおりますし、または、極端な話、授業はちょっと負担だけでも、朝の会と帰りの会であれば参加できるというような子供もおりますので、そういうのは、まずは積極的に認めて取り扱っているところでございます。

保健室登校につきましては、保健室に限らず、別室登校というような名前で考えている、

保健室に登校することもあるんですけど、保健室に限ったことではなくて、別室での学習が行われております。これも、子供のペースを優先しながら、それぞれの学校でふさわしい場所を設けて対応に当たっているところでございます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） 今の別室登校の場合、教員不足と言われてますけれども、対応しているのはどなたなんですか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 学校の規模によって職員数も違いますので、対応はまちまちですけれども、先ほど言われたように保健室に登校している子供であれば養護教諭がまず顔をつなぐ。そして担任が顔を見に来る、または教頭、校長総がかりで対応に当たるっていうのが実際のところでございます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） 日本共産党の新聞赤旗に報道があったんですけども、日本共産党で初めて不登校についての提言が行われました。

その提言は、子どもの権利を尊重し、子どもも親も安心できる支援を過度の競争と管理をやめ、子どもを人間として大切に作る学校を、という提言を発表いたしました。今現在、国は学習支援が中心の不登校対策なんです。

私も以前は、そちらの方に重きを置いていました。しかし、今は休息と回復の補償を中心に据えるべきだということをこの提言では求めています。子どもたちが安心して休息するには、親への支援を手厚くする必要があるということも強調されています。

最初に質問の中で、これだけ不登校の児童生徒が増えているのは、子どものSOSだと思うと私は述べましたけれども、町長や教育長もそのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 子供のSOSっていう子供もいるし、また、子どもによって、やっぱりいけない子供もいるなって私も孫を持ってつくづく思っているところなんで、子供だけの責任じゃなくて、先ほど言った通り、親の環境だとかいろんなものが相まって不登校になるんだろうなと思っています。佐藤議員がおっしゃる通り、不登校は1つの子供のSOSにつながるというものは、もっともだと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 不登校が子供のSOSかどうかということですけども、私も数

多くの子供と触れ合ってきましたけども、一言で言うと、やっぱり状況はその子その子によって違うなという感じはしております。

確かにSOSの子もいると思いますし、またSOSではないけれども、何かしらの不安があって、ちょっと行けないなっていう違いが非常にあるなっていうのが、この不登校の問題だと思っております。

ただ、原因が複雑化している、複合化しているっていうのは間違いなくて、その対応は年々厳しいものになってきているのかな、というふうに抑えております。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） お答えありがとうございます。勉強することはもちろん勉強する世代ですので、大事なんですけども、休息とか、休んで気持ちの回復とか、体の回復なんか非常に大切だっていう視点をぜひ加えていただきたいと思うんですけども、もともとそういう視点があったかどうか、教育長お願いします。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 私も不登校が登校拒否と言われているような時代から、そういう子供と付き合いってきて、自分自身の考え方もかなり変わってきているのは自覚しております。初めの頃は子供が学校に行きたがらないのは、怠けているとかというような発想を持っていた時代もありますけれども、最近は変わってきて、現在、子供であっても生きることが難しい、そういう時代に入ってきておりますので、不登校をあまり否定的に捉えない見方というのが必要じゃないかな、というふうに思っております。

ですから、不登校になった親御さんが心配して、学校に相談しに来るような場合、多々ありますけれども、そんな時にまずは今休ませる、そういうタイミングかもしれませんねっていうことも含めて、親御さんの方には必ず声をかけるようにしてまいりました。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） 今のその対応は、非常に保護者にとっても救いになる対応ではないかなと思います。

1つ皆さんもご覧になったかと思いますが、5月21日付の道新に、北海道の教育委員会が6月から不登校の児童生徒を対象に、インターネット上の仮想空間メタバースというそうですけれども、それを使った支援を始めるという記事でございます。

自宅から動画教材で勉強できるほか、臨床心理士らとチャットなどで悩み相談も可能にするもので、道内で急増する不登校の子どもたちに、学校以外での学びの機会や居場所を提供したいという考えだそうです。これも全道的に行うのではなくて、北海道教育委員会のほうでは、12市町村を対象に支援を始めるということでもあります。

北海道教育委員会の考え、非常に私はいいいものだなと思うんですけども、今すぐとはならないと思いますが、これを調査研究して、八雲町もこれに加わるという可能性につい

てはどうでしょうか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 今のメタバース、仮想空間で学ぶというものなのかなと思って話を聞いておりました。確かに、子どもにとってはそういうような環境があれば、気軽に参加することができるのかなというふうに思います。ただ、私も知る限りでは、その道教委の授業は今年度始まったばかりであって、まだ限定されたところしか実施できない、そういう段階だと思っております。

この後、来年度、再来年度とどのぐらい拡充していくのかという見通しがまだ示されていないように記憶しているんですけども、もし八雲町も手を挙げてそれに参加できるのであれば、積極的に手を挙げて、少しでも選択肢は多い方が、子供にとっても保護者にとってもいいと考えております。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） これから注目の事業だと思いますので、よく見ていただければと思います。先ほど町長からも、教育長からも子育て支援センターと連携して、ホットサロンという事業もやっているというお話がありました。とてもいいことだと思います。

それで、民間の事業所でも、不登校の児童を受け入れたり、勉強を見てあげたりというところが若干増えてきていると思います。そういう施設に民間の施設に対して補助というか、支援というか、そういうのをお考えになったことありますかでしょうか。町長どうですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 不登校の民間のそういうところは少しずつ増えているとは聞いていますが、今のところ、補助を入れるとか、そういうことは町として単独で入れるとかも考えてませんけれども、必要に応じて考えてもいいのかなということは思っていますので、よろしくをお願いします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） これは私の勝手な考えでして、事業所から求められているわけでもありませんし、そちらがそういうことを望んでいるということも思ってませんけれども、需要が増えるのであれば、親への支援とともに、そういう施設への支援も当然必要になってくると思われまますので、とにかく八雲町の子供の幸せのため、そういうすべての、学校に行きたくてもいけないという子どもたちや親にも救いの手を差し伸べるために、いろいろな手立てを考えていただければと思います。何か最後一言あれば、お願いします。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 今いただいた意見を私も十分受け止めておきたいと思っておりますし、学校現場で、この後何ができるかというあたりも、各学校の校長先生方とよく協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

1人でも多くの子どもが、今国の方で無理に学校に行かなくていいよってということをバーンと言ってしまうかもしれませんが、もちろんそれもそうなんですけれども、やっぱり学校教育が果たす役割は大きいものがある、そこに戻るのがすべてではありませんけれども、やっぱり社会につながるということは、私は昨日の答弁でも何回か触れましたけど、社会と学校っていうのは、子供にとっては非常に似たものである、同じものであるという認識を持っていますので、なるべく子供が学校に戻ることがすべてではないけど、戻れるようになるという願いを持っています。以上です。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 不登校の問題は私も、子供は大変だとか、親も卑屈な思いをするんじゃないかということを考えてました。私もこの頃親御さんと話しますけども、学校に行かなくてもいいよというような、そんな雰囲気もありながら、子供も安心できる親も安心できる、そういう環境も家庭の中でも、地域の中でも必要だろうと思います。

ただ、佐藤さんおっしゃった、これからそういう民間でやっている施設は、またいろんな補助だとか、そういうものを考えていかなければならない時期になれば、議会とも相談しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○2番（佐藤智子君） 以上で質問を終わります。

○議長（千葉 隆君） 以上で、佐藤智子議員の質問は終わりました。

これをもって、通告の質問が全部終わりました。

一般質問を終結いたします。

### ◎日程第3 議案第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第3 議案第3号、八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第3号八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布及び人事院規則の改正に伴い、部分休業の取得パターンの多様化及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について定めるため、改正しようとするものであります。

それでは、第1条の八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

第15条は、第15条の3が第15条の4に繰り下がることによる引用条項の改正であります。

第15条の3は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、第1項は妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定で、本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の情報提供等に併せて、第1号で仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供を、第2号で仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置を、第3号で子の心身の状況又は育児に関する申出をした職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認のための措置が義務付けられたことによる追加であります。

同条第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等の規定で、第1号から第3号までの追加は、前項各号の内容と同様であり、第3項は、第1項第3号及び前項第3号の意向を確認した事項への配慮についての規定であります。

第15条の4並びに第15条の5は、第15条の3が追加されたことによる条の繰り下げ及び略称規定が第15条の3第1項で規定されたことによる字句の改正であります。

次に7ページの第2条八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

第1条は、地方公務員の育児休業等に関する法律において、部分休業の請求等に関する規定が改められたことによる引用条項の改正であります。

第17条は、部分休業をすることができない職員を規定しておりますが、条文中、定年前再任用短時間勤務職員等の引用条項の誤りによる改正であります。

第18条は、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を第1号部分休業と定義するもので、8ページの第18条の2は、新たに1年につき条例で定める時間を超えない範囲内の部分休業を第2号部分休業と定義し、1時間を単位として承認することを基本に、例外的な取扱いを第1号及び第2号で規定しております。第18条の3は、部分休業の請求ができる1年の期間を年度とすることを、第18条の4は、職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限を、第1号で、非常勤職員以外の職員については、77時間30分、第2号で、非常勤職員は勤務1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間として定めるものであります。

第18条の5は、部分休業の請求の申出を変更することができる特別な事情について規定しております。

第19条は、部分休業をしている職員の給与の取扱いについて、育児休業法の引用を追加するもので、第20条は、部分休業の承認の取消事由を、第18条の5で規定する特別な事情で変更したときとするものであります。

附則第1条は、この条例の施行期日を令和7年10月1日とするものでありますが、附則第2条第1項の経過措置において、3歳に満たない子を養育する職員への両立支援制度に関する情報提供・意向確認等については、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第3号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長（千葉 隆君） 日程第4 議案第4号、八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議案第4号八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案書10ページをお開き願います。

はじめに、医療従事者等処遇改善手当の経過について説明いたします。

本制度は、コロナ禍における国の経済対策に基づき、令和4年10月から、収入の3%、月額12,000円程度引き上げるための措置として、診療報酬において看護職員処遇改善評価料が新設されたことに伴い、その制度を活用し八雲総合病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に対しては、月額9,000円、それ以外の一部を除く職員に対しては月額3,000円を支給してきたところであり、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も制度は継続され、現在に至っております。

本制度は、処遇改善に係る財源を診療報酬によるものとしており、制度要件では、診療報酬による収入総額を処遇改善額、すなわち手当支給総額が上回らなければならないこととされております。

当院における令和6年4月から令和7年3月までの令和6年度実績は、診療報酬額に対し、処遇改善額が170万6,000円不足し、不足額を支給しなければ、制度要件を満たさな

くなることが明らかになったものであります。

この度の改正は、本制度の要件を満たすために、国の指導の下、不足する額を支給する必要があることから、既設条例の一部を改正しようとするものであり、昨年度に引き続き、同様の改正内容となっております。

改正条例の内容であります。条例附則第3項の改正は、医療従事者等処遇改善手当の特例として、診療報酬上の算定対象となる助産師、看護師及び准看護師 167 人に対して支給する令和7年6月分に、令和6年度不足額相当分、一人当たり 9,500 円を加算しようとするものであります。

改正条例の附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日とし、令和7年6月1日から適用するものであります。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。午後2時10分、再開いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第5 議案第5号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、議案第5号、八雲町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第5号八雲町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 11 ページをお願いいたします。本件は、国の令和 7 年度税制改正によるもので、地方税法等の一部を改正する法律等の公布・施行に伴い、八雲町税条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容について、概要説明書により、ご説明申し上げますので、概要説明書 4 ページをお願いします。

適用期日は、令和 7 年 4 月 1 日、令和 8 年 1 月 1 日、令和 8 年 4 月 1 日、地方税法等の一部を改正する法律、附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日の 4 区分となっております。

はじめに、令和 7 年 4 月 1 日適用分からご説明申し上げます。

1. 条例第 82 条、種別割の税率に係る規定の新設は、議案書 14 ページから 15 ページで、地方税法の改正により、軽自動車税種別割の標準税率の区分が見直されたことに伴い、総排気量 0.125 リットル以下、かつ最高出力 4.0 キロワット以下の 2 輪の原動機付自転車の税率区分を追加し、年額を 2,000 円にしようとするものであります。

2. 条例第 89 条第 2 項種別割の減免に係る規定の改正は、議案書 15 ページで、軽自動車税種別割の減免申請書に、必要な記載事項を追加しようとするものであり、条例第 82 条において新設した 2 輪の原動機付自転車に関連する条文の整備であります。

3. 条例第 90 条第 2 項及び同条第 3 項身体障害者等に対する種別割の減免に係る規定の改正は、議案書 16 ページから 17 ページで、道路交通法の一部を改正する法律の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の保有が可能となったことから、身体障害者の方などが行う軽自動車税種別割の減免申請時に提示する免許証の種類にマイナ免許証を加える条文の整備を行うほか、これによる減免申請書の記載事項の見直しや、マイナ免許証の提示に伴う特定免許情報の確認に必要な措置について、条文の整備を行うものであります。

つぎに、令和 8 年 1 月 1 日適用分であります。

1. 条例第 34 条の 2 所得控除に係る規定の改正から、

2. 条例第 36 条の 2 第 1 項町民税の申告に係る規定の改正については、地方税法の改正により創設された特定親族特別控除を所得控除に加えようとするものであるほか、当該改正に伴い生じる関係条文の整備であります。

1. 条例第 34 条の 2 については、議案書 11 ページから 12 ページ

2. 条例第 36 条の 2 第 1 項については、議案書 12 ページから 13 ページであります。

3. 条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に係る規定の改正から、

4. 条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定の改正については、地方税法の改正により創設された特定親族特別控除に関連し、扶養親族等申告書の記載事項に特定親族の氏名を加えようとするものです。

3. 条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項については、議案書 12 ページ

4. 条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項については、議案書 14 ページであります。

つぎに、令和8年4月1日適用分であります。

概要説明書5ページをお願いします。

1. 条例附則第16条の2の2加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に係る規定の新設は、議案書17ページから19ページで、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法を改める規定の追加であり、これまで、加熱式たばこは重量及び価格の2要素を用いて紙巻きたばこの本数に換算しておりましたが、重量による換算方法を見直したうえで、価格の要素を除外することで、これまであった紙巻きたばこの税負担差を解消しようとするものであります。

なお、議案書20ページに記載の附則第5条町たばこ税に関する経過措置により、令和8年4月1日及び同年10月1日の2回に分けて新しい換算方法を適用することで、段階的に移行しようとするものであります。

最後に、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日適用分であります。

1. 条例第18条公示送達に係る規定の改正から、

2. 条例第18条の3

納税証明事項に係る規定の改正については、地方税法施行規則の改正により、公示送達についてインターネットを用いる方法で不特定多数の方が閲覧できる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は町の事務所に設置したパソコン等電子計算機の画面で閲覧できる状態に置く措置をとるほか、当該改正に伴い生じる条文の整備であります。

1. 条例第18条及び

2. 条例第18条の3については、議案書11ページであります。

以上が八雲町税条例の一部を改正する条例の概要であります。

議案書の11ページから20ページの改正条例の各規定については、只今、ご説明申し上げました概要説明の内容のほかは、地方税法や条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でございますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第5号八雲町税条例の一部を改正する条例の提案説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

#### ◎日程第6 議案第6号

○議長(千葉 隆君) 日程第6 議案第6号、八雲町病院事業の設置等に関する条例及び八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○国保病院事務長(福原光一君) 議長、国保病院事務長。

○議長(千葉 隆君) 国保病院事務長。

○国保病院事務長(福原光一君) 議案第6号八雲町病院事業の設置等に関する条例及び八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書21ページをお開き願います。

この度の改正は、昨年2月に着工した国保病院建設工事が本年6月に竣工を迎え、移転作業を経て、令和7年8月1日を開院日として病院事業を開始するにあたり、病院の位置等を変更するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正条例の内容につきましては、はじめに、八雲町病院事業の設置等に関する条例について、第3条国保病院の位置現行の八雲町熊石雲石町494番地1を八雲町熊石平町324番地268に、第4条第2号、ア診療科目について、現在、診療科を設けていない小児科、婦人科、眼科を削除して、新たにリハビリテーション科を加え、イ病床数は、現行の一般病床99床を30床に、第5条第2号、ア組織については、議案書22ページをお願いいたします、現行の物療室をリハビリテーション室にそれぞれ改めようとするものであります。

つづいて、八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の改正内容につきましては、別表第2手数料区分の車代について、主に往診や訪問診療の際に1回につき発生する手数料であり、200円と定める範囲について、国保病院の位置が変わることにより、その範囲を現行の熊石鳴神町から熊石平町を熊石雲石町から熊石見日町に改めようとするものであります。

改正条例の付則につきましては、本条例の施行日を、新病院の開院日とする令和7年8月1日にしようとするものであります。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

#### ◎日程第7 議案第7号

○議長(千葉 隆君) 日程第7 議案第7号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○体育課長(伊藤 勝君) 議長、体育課長。

○議長(千葉 隆君) 体育課長。

○体育課長(伊藤 勝君) 議案第7号工事請負契約の締結について、ご説明いたします。概要説明書1ページをご覧ください。

本件は、八雲町営スキー場ペアリフト制御装置等整備工事について、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、議案書23ページをご覧ください。

工事請負契約を締結する内容になりますが、

1. 工事の種類は、八雲町営スキー場ペアリフト制御装置等整備工事で、工事内容は、八雲町営スキー場ペアリフトの主要装置である原動機及び制御装置を更新する工事となっております。

2. 契約の方法は、随意契約により、5月22日に執行したもので

3. 契約の金額は、1億560万円で、

4. 契約の相手方は、札幌市中央区宮の森4条1丁目3番35号日本ケーブル株式会社札幌支店 札幌支店長江場健氏であります。

なお、工期は契約日から令和9年1月29日までであります。

以上で、議案第7号工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

### ◎日程第 8 議案第 8 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 8 議案第 8 号財産の無償貸付けについてを議題といたします。

本件は、地方自治法第 117 条の規定により、私が除斥の対象となりますので、進行を副議長と交代し、私は退場いたします。黒島副議長、よろしく願いいたします。

暫時休暇いたします。

○副議長（黒島竹満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○副議長（黒島竹満君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 始めに、昨日、議会事務局長よりご説明ありましたとおり、無償貸し付けする相手方の、住所表記に、訂正がございますので、お手元にあります正誤表より、ご確認いただくよう、よろしく願いいたします。

議案第 8 号財産の無償貸付について、ご説明いたします。

議案書 24 ページをお開き願います。

本件は、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス事業所として、北海道より指定を受け、就労継続支援 B 型事業所かつら共同作業所を運営する、NPO 法人エンジョイライフに対し、無償貸し付けを行っていた土地について、無償貸し付け期間が、令和 7 年 8 月 31 日を持って満了となることから、引き続き同地で、同事業を行うことに伴い、財産の無償貸し付けについて、地方自治法第 96 条、第 1 項、第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

1. 無償貸し付けする財産の種別は、土地で、所在地が、二海郡八雲町熱田 43 番地 1、面積が、6, 041.11 平方メートルと、二海郡八雲町熱田 406 番地、面積が、120.01 平方メートルの 2 筆であります。

2. 無償貸し付けする相手方は、二海郡八雲町東雲町 12 番地 28。

NPO 法人エンジョイライフ理事長千葉真知子氏であります。

3. 無償貸し付けする理由は、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス事業所の運営のため、無償で貸し付けしようとするものであります。

4. 無償貸し付けする期間は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 17 年 8 月 31 日までと、しようとするものであります。

以上、議案第 8 号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○副議長（黒島竹満君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○副議長（黒島竹満君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○副議長(黒島竹満君) 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(黒島竹満君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。  
千葉議長の入場を許可します。  
暫時、休憩いたします。

○議長(千葉 隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎日程第9 議案第10号

○議長(千葉 隆君) 日程第9 議案第10号、辺地に係る総合整備計画の策定及び変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長(川崎芳則君) 議長、財務課長。

○議長(千葉 隆君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 議案第10号、辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について、ご説明いたします。議案書26ページをお願いいたします。

本件は、公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する辺地対策事業債を活用するに当たり、辺地に係る財政上において、新たに総合整備計画を策定する必要があるほか、現時点での各事業の執行計画における事業費及び辺地債の充当可能額などが、現行の辺地総合整備計画に登載の各事業の計画額を上回ることから辺地総合整備計画の策定・変更をする場合、同法第3条第4項及び同条第8項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議を得る必要があります。その協議が令和7年5月9日付で整ったことから、同項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、今回策定及び変更しようとする辺地総合整備計画の内容について、ご説明いたします。議案書27ページをお願いします。

今回策定しようとする辺地総合整備計画は、3箇所の辺地に係る令和7年度から令和11年度にかけて、辺地対策事業債を活用し、整備しようとする事業で、第一に落部、入沢、栄浜地区で設定する落部辺地であり、令和7年度及び8年度に川向3号線に係る川向橋の修繕整備の川向橋長寿命化事業、また令和7年度から9年度に落部栄浜線に係る落部跨線橋の設計及び修繕整備の落部跨線橋長寿命化事業の2事業を実施するもので、事業費計は、1億3,560万円に対し、辺地債5,320万円を活用しようとするものであります。

第二に、熊石折戸町から熊石黒岩町にかけての地域を一体で設定する熊石相沼辺地であり、令和7年度から11年度にかけて計画する熊石浄化センター長寿命化に係る改築工事を実施するもので、事業費は、5億5,290万円に対し、辺地債1億2,000万円を活用しよう

とするものであります。

第三に、熊石関内町、西浜町で設定する熊石関内辺地であり、令和 10 年度及び 11 年度に関内原野線に係る白泉の橋の設計及び修繕整備の白泉の橋長寿命化事業、また令和 8 年度に関内原野線に係るはしごの沢橋（ばし）の修繕整備のはしごの沢橋長寿命化事業の 2 事業を実施するもので、事業費計は、4,200 万円に対し、辺地債 1,650 万円を活用しようとするものであります。

議案書 28 ページをお願いします。

次に変更しようとする辺地総合整備計画は、1 か所の辺地に係る令和 4 年度から令和 8 年度にかけて辺地対策事業債を活用して整備しようとする事業で、表内の括弧内に記した事業費及び財源内訳の数値が変更後であります。上八雲、富咲、鉛川地区で設定する上八雲辺地であり、2 段目、トワルベツ 2 号橋長寿命化事業は、令和 6 年度から 8 年度に実施予定である、富咲線に係るトワルベツ 2 号橋の修繕整備であり、事業費 1,999 万 6,000 円に対し、辺地債 790 万円を活用するものとして、変更しようとするものであります。

以上で、議案第 10 号、辺地に係る総合整備計画の策定及び変更についての説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

#### ◎日程第 10 議案第 11 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 10 議案第 11 号、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 議案第 11 号八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてご説明いたします。

議案書 29 ページでございます。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき策定いたしました、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の一部に変更が必要となり、当

該変更に係る北海道との協議がこのたび整いましたので、同法第 8 条第 10 項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

このたびの計画変更では、新たに、

1. 熱田地区の農道・集落道整備事業
2. 内浦大新線道路の測量設計に係る防衛施設周辺道路整備事業
3. 熊石地域の排水管布設替え工事に係る簡易水道事業
4. 濃縮汚泥引き抜きポンプ更新に係る最終処分場整備事業
5. 関内消防車庫解体事業
6. 子ども医療費助成事業
7. 八雲総合病院に係る電子カルテシステム等更新事業
8. 遠隔読影システム更新事業
9. 院内ネットワーク機器更新事業
10. 情報系システム機器更新事業
11. また、総合病院と熊石国保病院の両病院に係る人事給与システム整備事業
12. そして最後に、学校給食費無償化事業

以上の、全 13 事業の財源として、過疎対策事業債の適用を受けようとするためのものであり、計画書の変更内容につきましては、議案書 30 ページから 33 ページの、変更後の欄に下線を引いてお示しのとおり、ただいま申し上げました事業名、事業内容等をそれぞれ追加するものであります。

以上、簡単であります、議案第 11 号の説明とさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

### ◎ 散会宣言

○議長（千葉 隆君） お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。次の会議は、明日午前 10 時の開議を予定いたし

ます。ご苦勞様でした。

[散会 午後 2時39分]